

<平成30年度>

政府所有米穀の販売等業務における

民間競争入札実施要項

目 次

【趣旨】

第1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第1号）	1
第2 実施期間に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第2号）	3
第3 入札参加資格に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第3号及び第3項）	3
第4 入札に参加する者の募集に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第4号）	7
第5 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第5号）	9
第6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第6号）	12
第7 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第7号）	12
第8 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第9号）	12
第9 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第10号）	18
第10 公共サービス改革法第7条第8項に規定する評価に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第11号）	18
第11 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項（公共サービス改革法第14条第2項第12号）	19
政府所有米穀の販売等業務企画書	20
別添1 平成30年度政府所有米穀の販売等業務仕様書	23
別添2 従来の実施状況に関する情報の開示	86

政府所有米穀の販売等業務における民間競争入札実施要項

【趣旨】

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、農林水産省は、「公共サービス改革基本方針（平成29年7月11日閣議決定）」別表（新プロセス移行事業一覧）において民間競争入札の対象として選定された「政府米の販売等業務」について、「公共サービス改革基本方針」に従って、本実施要項を定めるものとする。

第1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第1号）

1 公共サービスの実施

政府所有米穀の販売等業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結した受託事業体は、政府所有米穀の販売等業務（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第29条及び第30条に基づき平成30年度に政府が買入れを行った政府所有米穀（SBS（売買同時契約）方式により輸入された米穀を除く。）のほか農林水産省の指示に基づく政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務をいう。以下「本業務」という。）を、食糧法その他の米穀の流通に関する法令（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第1章I第3の1(2)に定める法令をいう。以下同じ。）のほか、別添1「業務仕様書」に即して作成された業務方法書に基づき実施する。

2 本公共サービスの実施に当たり必要な業務の内容

本業務の内容は次のとおりとし、その詳細な内容は、別添1「業務仕様書」によるものとする。

- (1) 政府所有米穀の販売
- (2) 政府所有米穀の保管
- (3) 政府所有米穀の運送
- (4) 政府所有米穀の販売に伴い必要となる次の業務
 - ① 外国産米穀の販売前のカビ確認及びカビ毒検査
 - ② 国内産米穀の販売前のカビ確認及びカビ毒検査
 - ③ とう精
 - ④ 精米形態で保管する米穀（以下「備蓄用精米」という。）に係るとう精・無洗米加工・袋詰め（以下「備蓄用精米加工」という。）

- (5) 政府所有米穀の品質管理
- (6) 販売することができない米穀及び空包装等の処理
- (7) カネミ油症患者（カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成24年法律第82号）第2条第3項に規定するカネミ油症患者をいう。）に関する施策の総合的な推進に関する措置
- (8) 情報の管理（本業務に係る農林水産省への報告を含む。）

3 本業務の質に関する事項

本業務の実施に当たり達成すべき質は、次のとおりとする。

- (1) 政府所有米穀の安全の確保等

本業務の実施に当たっては、以下により、政府所有米穀の安全の確保を図るとともに、当該米穀を円滑かつ安定的に販売することに留意すること。

- ① 政府所有米穀の安全の確保

- ア 政府所有米穀の品質を確保するため、当該米穀の保管その他の管理に万全を期すとともに、外国産米穀の販売前にカビ確認及びカビ毒検査を行うことによって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の基準に適合する米穀を販売すること。

- イ 米穀に品質の変化その他の異常を発見した場合は、直ちに被害拡大の防止措置及び再発防止策等が講じられること。

- ② 政府所有米穀の適正な流通の確保

- 米穀の流通に関する法令の規定を遵守するほか、本業務を適正かつ確実に実施すること。

- ③ 備蓄の適正な運営の確保

- 米穀の著しい生産量の減少等による不測の事態等において、農林水産省からの指示を踏まえ政府所有米穀を安定的に供給できること。

- ④ その他各業務において確保すべき質

- その他各業務において確保すべき質は、別添1「業務仕様書」において定める内容とする。

- (2) 創意工夫の發揮

受託事業体は、本業務の実施期間中、(1)の質を確保することを前提として创意工夫を行い、本業務の更なる効率化、経費の削減等に努めるものとする。

4 委託費の支払方法

- (1) 受託事業体は、本業務の実施期間中、農林水産省による検査又は監督により、本業務の履行状況が委託契約の内容に適合するものであると確認された場合は、政府所有米穀の販売等業務委託契約書付録（以下「契約書付録」という。）に定める委託費（以下「委託費」という。）について、月ごとに取りまとめて、翌月の末日までに農林水産省に請求する。

ただし、3月分の委託費及び販売に至らなかった政府所有米穀の管理に要する手数料（以下「物品管理手数料」という。）の請求については、農林水産省が別途指示する翌年度4月の日までに請求する。

- (2) 委託費の内訳

- ① 取扱手数料（政府所有米穀の販売を行うに当たっての手数料及び物品管理手数料をいう。以下同じ。）については、販売した月ごとの政府所有米穀の数量と政府所有米穀の年度末在庫数量の合計数量に第5の2(2)②の入札単価（落札単価）を乗じて得た金額を支払うものとする。
 - ② 保管経費（政府所有米穀の保管及び倉庫荷役に係る経費をいう。以下同じ。）については、保管期（暦日によって、1日から10日まで、11日から20日まで、21日からその月の月末までをそれぞれ1期とする。以下同じ。）における政府所有米穀の保管期末在庫数量に、第5の2(2)②の入札単価（落札単価）を乗じて得た金額を支払うものとする。
 - ③ 運送経費（政府所有米穀の運送に係る発地から着地までの運賃の他、庫入庫出料、バラ化経費その他一切の料金を含んだものをいう。以下同じ。）については、加工原材料用及び飼料用に販売するために運送した政府所有米穀の数量に、第5の2(2)②の加工原材料用及び飼料用それぞれの入札単価（落札単価）を乗じて得た金額を支払うものとする。
ただし、加工原材料用の用途に販売する予定の数量として第5の2(2)③に基づき入札書に記載した数量については、飼料用に販売する場合であっても、当該数量に、加工原材料用の入札単価を乗じて得た金額を支払うものとする。
 - ④ 政府所有米穀の保管（カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する措置に係るものに限る。）、運送（農林水産省が指示するものに限る。）、販売に伴い必要となる業務（2(4)に掲げる業務をいう。以下「販売必要業務」という。）並びに販売することができない米穀及び空包装等の処理に係る経費については、契約書付録に定める単価を乗じて得た金額を支払うものとする。
- (3) 農林水産省は、(1)に基づき受託事業体から適法な請求を受けた日から30日以内に、委託費を支払う。
- (4) 農林水産省は、(3)により支払われた委託費について過払又は不足払があった場合は、その金額その他必要な事項を確認した上で、受託事業体への納入告知書の交付又は委託費の支払を行う。

第2 実施期間に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第2号）

本業務の実施期間は、平成30年度中の契約締結日から平成36年3月31日までとする。

第3 入札参加資格に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第3号及び第3項）

- 1 入札に参加する資格を有する者（共同企業体（複数の企業が本業務を実施することを目的として形成する事業組織体をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法第10条各号に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定により一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する「特別な理由がある場合」に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格審査（全省統一資格）において、「役務の提供等」で「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4314号生産局長通知）及び食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成23年9月1日付け23生産第4315号生産局長通知）に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 食糧法第47条第2項に規定する届出事業者であること。
- (7) 米穀の出荷又は販売の業務に3年以上従事した経験を有する役職員及び倉庫業法（昭和31年法律第121号）第11条に定める倉庫管理主任者として米穀の保管管理業務に従事した経験を有する役職員を主たる事務所にそれぞれ1名以上配し、本業務に専従させることができること。
- (8) 米穀の保管業務、運送業務、販売必要業務並びに販売することができない米穀及び空包装等の処理業務（以下「保管運送等業務」という。）について、それぞれ次に掲げる者であること。なお、政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することとしている場合（再委託先以降が更に委託する場合を含む。）は、その業務について、それぞれ次に掲げる者に委託することを明らかにしていること。
 - ① 保管業務
倉庫業法の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき保管を行う者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき保管を行う者
 - ② 運送業務
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に規定する貨物利用運送事業者
 - ③ 販売必要業務
 - ア カビ確認及びカビ毒検査
別添1「業務仕様書」第6章第4節第1の1(1)に定める体制が整備されている者
 - イ とう精
別添1「業務仕様書」別紙6の1に定める要件を満たす工場を所有し、米穀を適切にとう精・管理できる者
 - ウ 備蓄用精米加工

別添1 「業務仕様書」別紙7の1に定める要件を満たす工場を所有し、備蓄用精米を適切に製造・管理できる者

- ④ 販売することができない米穀及び空包装等の処理業務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は同法第14条に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者

- (9) 政府所有米穀の保管運送等業務について、

① 民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）ごとの取扱予定期量の30%を超えて

② 政府所有米穀の保管運送等業務を再委託することにより農林水産省が受託事業体に支払うこととなる保管等経費（委託費から取扱手数料を除いた経費をいう。）の総額の30%を超える額について

再委託先（再委託先以降が更に委託する相手先を含む。）との間で、互いに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）第3条に定める特定支配関係を有していないこと。

- (10) 米穀の販売実績（4千トン／年（直近年又は直近3カ年平均）以上）及び全国における需要に応じた政府所有米穀を販売する拠点又は販売網を有すること。

- (11) 日本において設立された法人であって、自己資本額及び銀行等の融資証明を得ている額の合計が10億円以上であること。

- (12) コンプライアンス体制並びに別添1 「業務仕様書」第6章第8節第1の実績報告及び情報の提供について電子媒体により実施することができる情報管理システムが整備されていること。

- (13) 入札参加者又はその役員が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

- (14) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、その状態が継続している者ないこと。

2 入札に参加する資格を有する共同企業体は、次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 共同企業体の構成員のいずれかが、1(6)から(8)まで及び(10)の条件を満たしていること。

- (2) 共同企業体の構成員全てが日本において設立された法人であって、構成員の自己資本額及び銀行等の融資証明を得ている額の合計が10億円以上であること。

- (3) 共同企業体の構成員の全てが、1(1)から(5)まで、(9)及び(12)から(14)までの条件を満たしていること。この場合、(13)中「入札参加者」とあるのは、「共同企業体の構成員」と読み替えるものとする。

- (4) 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で、本入札に参加する者でないこと。

3 共同企業体を組織するに当たっては、これを組織しようとする企業等は、次の事項を規定した共同企業体協定書により、協定を締結するものとする。

なお、共同企業体の構成員となる企業等は、本業務の実施に関し、瑕疵があつた場合における構成員間の責任分担に関する事項及び業務遂行に伴う損害賠償に関する事項についてあらかじめ合意を形成するとともに、請求手続等に関する覚書を取り交わさなければならない。

(1) 目的

共同企業体の構成員が、本業務を共同連帶して當む旨を規定すること。

(2) 共同企業体の名称

(3) 主たる事務所の所在地

(4) 成立及び解散の時期

委託契約を締結した日から当該契約の終了後3ヶ月を経過した日までの間は、解散しないこと。

(5) 構成員の住所及び名称

(6) 代表者の名称

(7) 代表者の権限

代表者は、本業務の実施に関し、共同企業体を代表し、委託費の請求及び受領並びに共同企業体に属する財産を管理する権限を有すること。

(8) 運営委員会

構成員全員をもって、共同企業体の運営において基本的かつ重要な事項を協議の上決定する運営委員会を設けること。

(9) 構成員の責任

構成員は、委託契約の履行その他の業務の実施に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うこと。

(10) 区分経理

共同企業体の本業務に係る収入支出について、明確に区分して経理すること。

(11) 権利義務の譲渡の制限

本業務に係る権利義務は他人に譲渡することができないこと。

(12) 構成員の加入に関する規定

新たに構成員を加入させようとする場合は、農林水産省及び構成員全員の承認がなければ、加入させることができないこと。

(13) 構成員の脱退、破産又は解散に対する処置

構成員のうちいずれかが脱退、破産又は解散した場合は、他の構成員が共同連帶して本業務を実施すること。

(14) 代表者の変更

代表者が脱退、破産若しくは解散した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合は、農林水産省の承認を得た上で、従前の代表者に代えて、他の構成員のいずれかを代表者とすること。

(15) 解散後の瑕疵担保責任

共同企業体が解散した後においても、本業務の実施に関し、瑕疵があつた場合は、各構成員は共同連帶してその責に任ずること。

(16) 協定書に定めのない事項

協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めること。

(17) その他

(1)から(16)までのほか、その他共同企業体の運営に必要な次の規則を備えていること。

- ① 運営委員会規則（運営委員会の下に設置される業務実施に関する基本的な事項を協議決定する委員会、専門的事項を協議決定する委員会、監査委員会等に係る規則を含む。）
- ② 共同企業体の会計に関する事項、委託費の請求及び受領に関する事項、再委託に係る料金の支払に関する事項等を規定する経理規則
- ③ その他共同企業体の運営に必要な規則

第4 入札に参加する者の募集に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第4号）

1 入札の実施手続及びスケジュール

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 入札公告 | 平成30年1月中旬 |
| (2) 入札説明会 | 平成30年1月下旬 |
| (3) 入札等に関する質疑応答 | 平成30年2月上旬 |
| (4) 入札書類の提出期限 | 平成30年2月下旬 |
| (5) 入札書類の審査 | 平成30年2月下旬 |
| (6) 入札（開札） | 平成30年3月上旬 |
| (7) 落札者の決定 | 平成30年3月下旬 |
| (8) 契約締結 | 平成30年4月上旬 |

2 入札実施手続

(1) 提出書類

入札参加者は、次の書類を提出するものとする。なお、次の書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

- ① 本業務の実施に係る第5の2(2)②の入札単価及び同③の外国産米穀（政府所有米穀に限る。以下同じ。）の取扱希望数量を記載した書類（以下「入札書」という。）
- ② 入札資格審査のための業務実施の具体的な方法、業務の質を確保する方法等に関する書類（以下「企画書」という。）
- ③ その他審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）

また、公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法第10条に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付するものとする。

(2) 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書は、次の事項を記載すること。

- ① 政府所有米穀の保管運送等業務及び販売に係る実施体制に関する計画【様式1】
 - ア 政府所有米穀の保管運送等業務に関する計画

政府所有米穀の保管運送等業務を自ら実施する場合は、政府所有米穀の保管運送等業務を実施するに際しての体制図を記載するとともに、参加資格を証する書面を添付する。なお、政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を再委託することとしている場合は、再委託先が実施する政府所有米穀の保管運送等業務について、関係図を記載すること。

イ 政府所有米穀の販売に係る実施体制の整備に関する計画

政府所有米穀の販売に当たっての体制図（全国を網羅する販売の拠点又は販売網）を記載すること。

② 業務実績【様式2】

米穀の販売、保管及び運送業務の過去3年間の実績を記載し、直前1年間の業務実績を証する書面を添付すること。

ただし、政府所有米穀の保管及び運送業務の全部を再委託する場合は、米穀の販売業務のみ実績を記載すること。

③ 再委託に関する事項【様式3】

政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託に関する事項（再委託先の住所及び名称、特定支配関係の有無、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに再委託先からの業務に関する報告徴収その他再委託先の業務を管理する方法）について記載すること。

ただし、委託契約締結後、企画書に記載した者以外の者に再委託を行う場合は、再委託する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けることとする。また、承認を得た内容を変更しようとする場合も同様に、変更内容を明らかにした上で農林水産省の承認を得ることとする。

(3) 審査書類

① 共同企業体以外の場合

ア 入札参加者の平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格審査（全省庁統一資格）の「資格審査結果通知書」の写し

イ 会社概要（組織図が含まれているもの）

ウ 定款

エ 登記事項証明書

オ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号）第27条第5項に規定する届出書の写し等

カ 米穀の出荷又は販売の業務に3年以上従事した経験を有する役職員及び倉庫業法第11条に定める倉庫管理主任者として米穀の保管管理業務に従事した経験を有する役職員の履歴書

キ 政府所有米穀の保管運送等業務のうち自ら行うものについては、米穀の保管及び運送業務の実績を証明する書類

ク 貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書

ケ 銀行等の融資証明書（自己資本額が10億円未満の者に限る。）

コ コンプライアンス体制の整備に関する文書

サ 国際標準化機構ISO27001の認証若しくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの使用許諾を受けていることを証明する書

類又はこれらと同等の情報セキュリティシステムを確立していることを証明する書類

シ 入札参加者又はその役員が第3の1(2)、(3)、(5)、(9)、(13)及び(14)の条件を満たすことを誓約する書面

② 共同企業体の場合

ア 共同企業体協定書の写し

イ 共同企業体の構成員の銀行等の融資証明書（共同企業体の構成員の自己資本額の合計が10億円未満の場合に限る。）

ウ 共同企業体の全ての構成員の①のアからエまで、ク及びコからシまでの書類

エ 共同企業体のいずれかの構成員の①のオからキまでの書類

(4) 開札に当たっての留意事項

① 開札には、入札参加者又はその代理人が立ち会うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない農林水産省職員を立ち会わせて開札する。

② 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後に開札場所に入場することはできない。

③ 入札参加者又はその代理人は、開札場所に入場しようとする場合は、農林水産省職員の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は代理人にあっては入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

④ 入札参加者又はその代理人は、農林水産省職員により開札手続の終了を告げられるまで、又は農林水産省職員の許可があるまで開札場所からの退出はできない。なお、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したものとみなす。

(5) 契約の締結

落札者決定後、当該落札者は、契約書により本業務に係る契約を締結とともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。

第5 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第5号）

落札者の決定は、一般競争入札により行うものとする。

また、農林水産省が委託しようとする外国産米穀の数量に達するまで、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）第19条第4項の規定に基づき落札者を複数選定するものとする。

1 入札参加資格の有無の評価

入札参加資格の有無の評価においては、入札参加者から提出された企画書に記載された内容及び審査書類により、入札参加資格を満たしていることを確認し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

2 落札者決定に当たっての方法

(1) 落札者の決定方法

1 の入札参加資格の有無の評価により入札参加資格を満たした者について、入札書に記載する単価を次の算式で算出した価格 ((2)②の取扱手数料、保管経費、加工原材料用運送経費及び飼料用運送経費それぞれの単価が予定価格の範囲内のものに限る。) の低い者から順次、当該者の外国産米穀の取扱希望数量の和が外国産米穀の委託予定数量 (60万トン) に達するまで落札者として決定する。

【算式】

保管経費入札単価 (円／期・トン) ×20万トン (国内産米穀保管予定数量) ×174期^{*1} (契約期間の保管期数) ÷ 3 (受託事業体数) + 取扱手数料入札単価 (円／トン) ×60万トン^{*2} + 加工原材料用運送経費入札単価 (円／トン) ×4万トン^{*3} + 飼料用運送経費入札単価 (円／トン) ×23万トン^{*4} = 落札者決定に用いる価格

※1 「174期」は、国内産米穀 (20万トン) について、平成30年3月1日から保管を開始し、平成34年10月1日から平成35年3月31日までに全量を均等に販売することを前提とした保管期の数である。

※2 [(国内産米穀 (20万トン) 及び外国産米穀 (60万トン) の販売予定数量) + (20万トン (国内産米穀保管予定数量) × 5年間 (国内産米穀の保管期間))] ÷ 3 (受託事業体数)

※3 外国産米穀の販売予定数量 (60万トン) ×加工原材料用販売予定割合 (20%) ÷ 3 (受託事業体数)

※4 (外国産米穀の販売予定数量 (60万トン) ×飼料用販売予定割合 (80%) + 国内産米穀の販売予定数量 (20万トン)) ÷ 3 (受託事業体数)

(2) 留意事項

① 落札者が決定した場合は、入札参加者全員に遅滞なく通知するとともに、落札者の名称、委託費の限度額、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要を公表する。

② 入札書に記載する単価は、取扱手数料単価 (円／トン) (販売又は管理を行うに当たっての事務費、人件費等を含む。)、政府所有米穀を保管する場合の保管経費単価 (円／期・トン) 並びに政府所有米穀を加工原材料用及び飼料用に販売するためのそれぞれの運送経費単価 (円／トン) とする。

なお、加工原材料用の運送経費単価は、契約書付録の運送経費に記載した庫出料を含めた単価、また、飼料用の運送経費単価は、契約書付録の運送経費に記載した庫出料及びバラ化経費を含めた単価を入札書に記載するものとする。

また、落札者が運送業務を再委託する場合は、加工原材料用は契約書付録の運送経費に記載した庫出料の単価、また、飼料用は契約書付録の運送経費に記載した庫出料及びバラ化経費の単価を下回らない価格で再委託先 (再委託先以降が更に委託する相手先を含む。) に支払うものとする。

- ③ 入札書に記載する外国産米穀の取扱希望数量は、20万トン以下とする。また、外国産米穀の取扱希望数量と併せて、当該取扱希望数量の2割以上で、1千トンを単位として、当該取扱希望数量のうち加工原材料用の用途に販売する予定数量を記載する。
- ④ 落札者決定に用いる価格が同価格である者が2者以上ある場合は、外国産米穀の取扱希望数量の多い者を先順位とし、当該取扱希望数量が同一である場合は、くじでその順位を決定する。
- ⑤ 最後の順位の落札者の外国産米穀の取扱希望数量が他の落札者の外国産米穀の取扱希望数量と合計して外国産米穀の委託予定数量を超える場合は、その超える数量については、落札がないものとする。この場合、加工原材料用の用途に販売する予定数量については、外国産米穀の取扱希望数量との比率を維持しつつ、変更されるものとする。
- ⑥ 予定価格の範囲内の取扱手数料単価、保管経費単価、加工原材料用運送経費単価及び飼料用運送経費単価を提示した入札参加者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、落札者としないことがある。
 - ア 提示した取扱手数料単価、保管経費単価、加工原材料用運送経費単価及び飼料用運送経費単価がそれぞれの予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合又は、当該入札参加者による本業務の実施状況の確認その他の本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合。
 - イ 当該入札参加者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合。
- ⑦ ⑥の規定を適用するため、農林水産省は、落札者の決定を保留し、入札価格の設定理由等について、調査を行った上で落札者とするか判断することがある。この場合、入札参加者は、調査に協力するものとする。

3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

- (1) 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) (1)の結果、落札者となるべき者がいない場合は、予決令第99条の2の規定に基づき契約を締結する。
- (3) (1)の結果、落札者が2者以下である場合、落札数量が委託数量に達しない場合又は落札者のうち契約を結ばない者がある場合は、予決令第99条の3の規定に基づき委託数量に達するまで最低落札単価の制限内で契約を締結する。

4 本業務に係る米穀の決定

(1) 外国産米穀

- ① 2(2)③により決定した外国産米穀の取扱希望数量を落札者ごとの外国産米穀の取扱予定数量として決定する。
なお、外国産米穀の取扱予定数量は、農林水産省による外国産米穀の輸入状況等により、変動する場合がある。
- ② 落札者は、①の取扱予定数量を上限として、外国産米穀の需要地等に倉庫

を確保し、入庫される輸入予定米穀に係る本業務を受託する。

(2) 国内産米穀

- ① 国内産米穀の委託予定数量（20万玄米トン）について、落札者ごとの外国産米穀の取扱予定数量の割合に応じて数量を決定する。

なお、国内産米穀の委託予定数量は、農林水産省による国内産米穀の買入状況等により、変動する場合がある。

- ② 落札者は、落札者決定に用いる価格が低い者から順次、①で決定した数量を上限として農林水産省が国内産米穀に係る買入契約を締結した者（以下「政府買入契約者」という。）を1者ずつ選択し、全ての政府買入契約者がいずれかの落札者に選択されるまで上記手順を繰り返す。

なお、政府買入契約者の契約数量が①で決定した数量を超える場合は、農林水産省がその契約数量を分割し、落札者は、当該分割した区分ごとに選択するものとする。

また、政府買入契約者の契約数量が300トン未満の場合は、農林水産省が政府買入契約者の住所地の都道府県ごとに区分し、落札者は、当該区分ごとに選択する。

- ③ 落札者は、②で選択した政府買入契約者から平成30年度に農林水産省が買い入れる国内産米穀に係る本業務を受託する。

また、落札者は、受託する国内産米穀の倉庫の選定に当たって、政府買入契約者の負担を考慮し、原則、政府買入契約者の住所地の都道府県で引き渡しを受けるものとする。

- (3) なお、上記以外の農林水産省が指定する外国産米穀及び国内産米穀については、農林水産省が指定する区分ごとに選択した米穀に係る本業務を落札者が受託する。

第6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 (公共サービス改革法第14条第2項第6号)

従来の実施状況に関する情報は、別添2のとおり。

第7 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項 (公共サービス改革法第14条第2項第7号)

受託事業体その他本業務に従事する者（政府所有米穀の保管運送等業務の一部について、再委託を受けた者をいう。以下同じ。）は、別添1「業務仕様書」別紙10「政府所有米麦情報管理システム利用規約」に従い本業務に係る情報管理のために政府所有米麦情報管理システム（以下「政府システム」という。）を利用することができる。

この場合、政府システムの操作について、農林水産省の指示に従うものとする。

第8 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の

行政機関の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講すべき措置に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第9号）

1 実績報告及び情報の提供

- (1) 受託事業体は、本業務の実施により作成された別添1「業務仕様書」別紙9「報告書一覧表」に掲げる各種報告書（以下「報告書」という。）を整理し農林水産省に報告するとともに、報告内容をデータ化して電子媒体により農林水産省に提出する。
- (2) 受託事業体は、報告書のほか、農林水産省が別途指示する情報をデータ化して電子媒体により農林水産省に提出する。

2 検査

農林水産省は、報告書の提出を受けた場合は、遅滞なく、受託事業体の本業務の履行状況が委託契約の内容に適合するものであるかどうかについて、報告書その他の関係書類又は実地による検査を実施する。

3 本業務に係る報告徴収及び調査

本業務の実施状況その他必要な事項に関する報告徴収及び調査については、次のとおりとする。

(1) 報告徴収

農林水産省は、原則として半年ごとに受託事業体に対し、本業務が適正に実施されているかどうかの報告を求める。

ただし、特に必要があると認める場合は、隨時、報告を求めることができる。

(2) 受託事業体への調査

農林水産省は、別添1「業務仕様書」に定める保存義務のある書類の保存状況、記載内容の適正性等を確認するため、原則として年に一回、受託事業体の主たる事務所等（本業務を実施するものに限る。）における調査を行う。

(3) 受託事業体その他本業務に従事する者への実地調査

農林水産省は、隨時、受託事業体その他本業務に従事する者が本業務を実施する倉庫等に対して、当該倉庫等の住所地を管轄する地方農政局等を通じて、本業務が適正かつ確実に実施されているかどうかを確認するため、調査を行う。

4 業務改善命令

農林水産省は、3の報告徴収又は調査の結果、委託契約に違反している場合、別添1「業務仕様書」及び業務方法書によらないで本業務を行っている場合及びその他本業務について改善の必要があると認める場合は、受託事業体に対し、必要な措置を命ずることができる。

5 その他監督措置

農林水産省は、本業務の適正な履行を確保するため、農林水産省の職員に対し、

立会い等による監督を命ずることができる。なお、受託事業体及びその他本業務に従事する者は、当該職員が行う立会い等による監督に協力しなければならない。

6 秘密の保持

受託事業体は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報その他の業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

なお、受託事業体の役員若しくは職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者が業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合は、公共サービス改革法第54条により罰則の適用がある。

7 契約に基づき受託事業体が講すべき措置

受託事業体は、第1の2に規定する業務のほか、次に定める事項について措置するものとする。

(1) 業務の開始及び中止

- ① 受託事業体は、委託契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- ② 受託事業体は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとする場合は、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

(2) 公正な取扱い

受託事業体は、本業務の実施に当たって、政府所有米穀の買受資格者を合理的な理由なく区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、受託事業体が政府所有米穀の販売代金を受け取る場合、又は受託事業体その他本業務に従事する者が本業務の実施に係る経費を支払う場合若しくは本業務の実施に伴い発生した違約金等を受け取り、若しくは支払う場合はこの限りでない。

(4) 宣伝行為の禁止

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

(5) 法令の遵守

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

(6) 記録・帳簿書類等

受託事業体その他本業務に従事する者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(7) 権利の譲渡

受託事業体は、原則として本契約に基づき生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(8) 権利義務の帰属等

- ① 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する場合は、受託事業体は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- ② 受託事業体は、本業務の実施状況を公表しようとする場合は、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

(9) 再委託の取扱い

- ① 受託事業体は、本業務の総合的な企画、政府所有米穀の販売（政府所有米穀の買受人からの販売代金の回収業務を除く。）及び本業務の実施状況の確認並びにこれらに付帯する業務の実施を再委託してはならない。
- ② 受託事業体は、政府所有米穀の保管運送等業務を再委託する場合は、あらかじめ農林水産省の承認を得なければならない。ただし、再委託する業務について、受託事業体が再委託先に支払う金額の総額が年間100万円以下である場合は、この限りでない。

なお、受託事業体は、政府所有米穀の保管運送等業務を再委託する場合は、それぞれ第3の1(8)に掲げる者に限り、これを再委託の相手方とすることができます。

(10) 政府所有米穀の亡失、損傷等に係る損害賠償

- ① 受託事業体は、政府所有米穀の亡失、損傷（カビ状異物又はカビ毒の混入、水濡れ、鼠害等により、食用又は飼料用として販売等をすることができなくなったことをいう。以下同じ。）その他契約不履行により農林水産省に損害を及ぼした場合は、農林水産省に対し、賠償の責めを負わなければならない。
- ② 受託事業体が支払う損害賠償金の額は、次に掲げる場合ごとに定める額とする。

ア 政府所有米穀の亡失若しくは損傷により農林水産省に損害を及ぼした場合又はとう精若しくは備蓄用精米加工において別添1「業務仕様書」第6章第4節の第2の2(1)の規格及び第3の2(1)の要件に適合しないものが発生した場合 付録に定める寄託申込価格に亡失、損傷等に係る数量を乗じて算出した額

イ ア以外の場合 農林水産省が別途定める額

- ③ 火災保険の対象となる事故により政府所有米穀の亡失、損傷等が生じ、農林水産省に損害を及ぼした場合は、受託事業体は、②の規定にかかわらず、②アに定める額と保険者から徴収した保険金の全額相当額のいずれか高額を、農林水産省に支払うものとする。
- ④ ①から③までの規定に基づき受託事業体が農林水産省に対して損害賠償金の全額を支払った場合においても、政府所有米穀の所有権は農林水産省に留保されるものとする。

(11) 政府所有米穀の販売又は引渡しに係る違約金

- ① 受託事業体は、政府所有米穀の販売又は引渡しにおいて、別添1「業務仕様書」の規定に違反した場合は、当該違反に係る数量に次に掲げる場合ごとに定める額を乗じて得た額を、違約金として農林水産省が指定する期日まで

に支払わなければならない。

ア 米穀の需給、政府所有米穀の安全の確保又は政府所有米穀の適正な流通に重大な影響を及ぼしたと農林水産省が認めた場合 当該違反に係る政府所有米穀の販売価格

イ ア以外の場合 当該事実の発生時における当該政府所有米穀の販売価格に100分の30を乗じた額

② 受託事業体は、第8の4に基づく業務改善命令に従わなかつた場合は、1,000万円を限度として農林水産省が定める額を、農林水産省に支払わなければならぬ。

(12) 延滞金

① 受託事業体は、農林水産省に納付すべき政府所有米穀の販売代金、過受金、損害賠償金又は違約金（以下「元本」という。）について、官署支出官又は歳入徵収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかつた場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、元本に対し、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として農林水産省に納付しなければならぬ。

② ①の規定にかかわらず、過受金の受領について、受託事業体に故意又は重大な過失がある場合の延滞金の額は、その過受金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として農林水産省に納付しなければならぬ。

③ ①及び②の延滞金は、元本と同時に納付しなければならぬ。

④ 歳入徵収官は、受託事業体から納付された金額が元本と延滞金の合計額に満たない場合は、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

⑤ 歳入徵収官は、④による充当後の元本の未納額については、受託事業体に対し納付書を発行するものとし、受託事業体はこの納付書の定めるところによって納付しなければならぬ。

(13) 契約解除

農林水産省は、受託事業体が次のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

① 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。

② 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法第10条各号のいずれかに該当することとなった場合。

③ 本契約に従って本業務を実施できなかつた場合、又はこれを実施することができないことが明らかになつた場合。

④ ③に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があつた場合。

⑤ 公共サービス改革法第26条第1項又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合。

⑥ 公共サービス改革法第27条第1項又は本契約に基づく指示に違反した場合。

- ⑦ 受託事業体の役員又は職員その他の本業務に従事している者が、公共サービス改革法第25条第1項又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合。
- ⑧ 受託事業体の役員又は職員が暴力団又は暴力団関係者であることが明らかとなった場合。
- ⑨ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかとなった場合。
- ⑩ 本契約の履行に関して米穀の流通に関する法令の規定に違反した場合。
- ⑪ 公正取引委員会が、受託事業体又は受託事業体の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行った場合、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行った場合又は独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合。
- ⑫ 受託事業体又は受託事業体の代理人（受託事業体の役員又は職員を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起された場合。

(14) 契約解除時の取扱い

- ① (13)のいずれかに該当し、契約を解除した場合は、受託事業体は、農林水産省から、契約期間の開始の日から当該解除の日までの期間に係る委託費の支給を受ける。
- ② この場合、受託事業体は、委託費の限度額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額の100分の10に相当する金額を違約金として農林水産省が指定する期間内に納付しなければならない。

また、本契約において約定する談合等の不正行為が明らかとなった場合は、上記の違約金相当額のほか、更に、委託費の限度額の100分の5に相当する額を、違約金として農林水産省が指定する期日までに支払わなければならない。

(15) 契約終了時の措置

受託事業体は、本契約が解除又は期間満了により終了する際に保管している政府所有米穀を、農林水産省の指示に従って引き渡さなければならない。

(16) 契約変更

農林水産省及び受託事業体は、経済事情の変動、政府所有米穀の安全に関する規制の変更その他やむを得ない事由により、この契約を変更する必要があると認めた場合は、双方協議の上、契約の変更を行うものとする。

(17) 契約の解釈

本契約について疑義が生じた事項については、その都度、受託事業体と農林水産省が協議するものとする。

第9 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第10号）

受託事業体その他本業務に従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を与えた場合は、次に定めるところによるものとする。

- 1 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合は、農林水産省は受託事業体に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- 2 受託事業体が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、受託事業体は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

第10 公共サービス改革法第7条第8項に規定する評価に関する事項（公共サービス改革法第14条第2項第11号）

1 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、第8の3に規定する本業務に係る調査のほか、公共サービス改革法第7条第8項に基づき総務大臣が行う評価の時期（平成35年5月頃を予定）を踏まえ、本業務の実施状況について、毎年度3月末までに隨時、調査を行うものとする。

2 調査の方法

農林水産省は、受託事業体が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

3 調査項目

第1の3(1)において、本業務の実施に当たり達成すべき質として設定した事項。

4 農林水産省は、必要に応じ、受託事業体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

5 農林水産省は、本業務の実施状況等について、1の評価を行うために平成34年4月末を目途に総務大臣へ提出するものとする。

第11 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項（公共サービス改革法第14条第2項第12号）

1 農林水産省の検査・監督体制

- (1) 本業務の契約に係る検査・監督は、契約担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法により行うものとする。
- (2) 本業務の実施状況に係る検査・監督は、第8の2から5までにより行うこととする。

2 受託事業体が負う可能性のある主な責務等

(1) 罰則等

- ① 次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることがある。
 - ア 第8の1(1)、(2)若しくは同3(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は、同2、同3(2)若しくは(3)の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - イ 正当な理由なく、第8の4による業務改善命令に違反した者
- ② 受託事業体の代表者又は受託事業体の代理人、使用人その他の従業員が、本業務に関し、①の違反行為をした場合は、公共サービス改革法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その受託事業体に対して①の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査

受託事業体は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条及び第26条に基づき、会計検査院の実地の検査を受け、同院から直接又は農林水産省を通じて、資料・報告等の提出を求められ、又は質問をされた場合は、これに応じなければならない。

政府所有米穀の販売等業務企画書

1 政府所有米穀の保管運送等業務及び販売に係る実施体制に関する計画

■ 以下の項目について、図等を用いて記載すること。

① 政府所有米穀の保管運送等業務に関する計画

政府所有米穀の保管運送等業務(本実施要項第3の1(8)に掲げる業務)を自ら実施する場合は、保管運送等業務を実施するに際しての体制図を記載するとともに、参加資格を証する書面を添付する。なお、政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を再委託することとしている場合は、再委託先が実施する政府所有米穀の保管運送等業務について、関係図を記載すること。

② 政府所有米穀の販売に係る実施体制の整備に関する計画

政府所有米穀の販売に当たっての体制図(全国を網羅する販売の拠点又は販売網)を記載すること。

① 政府所有米穀の保管運送等業務に関する計画

② 政府所有米穀の販売に係る実施体制の整備に関する計画

【様式2】

2 業務実績			
■ 本実施要項第1の2の業務のうち自ら行う業務について、過去3年間の実績を記載し、直前1年間の業務実績を証する書面(売買契約書、寄託契約書、倉荷証券、運送契約書、送り状等)を添付すること。 (業務実績は、政府所有米穀に限らず、民間流通米の実績も可とする。)			
(1)米穀の販売業務			
年度	取引の相手方 (販売先)	時期	業務実績 (販売数量)
(2)米穀の保管業務			
年度	取引の相手方 (発注者)	時期	業務実績 (保管数量)
(3)米穀の運送業務			
年度	取引の相手方 (発注者)	時期	業務実績 (運送数量)

3 再委託に関する事項

(注)本契約締結後、やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称・委託する業務の範囲、特定支配関係の有無、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)を明らかにした上で、農林水産省の承認を得なければならない。また、承認を得た内容を変更しようとするときも同様とする。

別添 1

平成 30 年度

政府所有米穀の販売等
業務仕様書

農林水産省政策統括官

目 次

第1章 総論	1
第2章 業務方法書の作成	
第1 業務方法書の記載事項及び承認	1
第2 業務方法書の共有	1
第3章 販売等業務の実施体制	
第1 業務実施者の把握等	1
第2 連絡体制の整備	2
第3 震災等対応マニュアルの整備	2
第4 販売等業務の委託	2
第4章 販売等業務の実施状況の確認	3
第5章 政府所有米穀の引受け	
第1 在庫米穀の引受け	3
第2 販売等業務の開始年度に買い入れられる米穀の引受け	3
第3 受領書の提出	4
第4 政府所有米穀の管理の開始	5
第6章 各業務の実施方法	
第1節 政府所有米穀の販売	
第1 共通事項	5
第2 個別事項	5
第3 販売に係る政府所有米穀の引渡し方法	7
第4 買受資格者への製品製造に係る試験用試料の販売及び引渡し方法	7
第5 政策統括官の指示による販売等	7
第2節 政府所有米穀の保管	
第1 政府所有米穀の保管の区分	7
第2 政府所有米穀の入庫	7
第3 保管の方法	8
第4 保管マニュアルの作成	8
第5 政府所有米穀の引渡し	8
第6 量目欠減発生時の対応	8
第7 政府所有米穀の在庫管理	9
第3節 政府所有米穀の運送	
第1 運送の実施	9
第2 政府所有米穀の運送	10
第4節 政府所有米穀の販売等に伴う作業	
第1 外国産米穀の販売前のカビ確認及びカビ毒検査	9
第2 国内産米穀の販売前のカビ確認及びカビ毒検査	11
第3 とう精	11
第4 備蓄用精米加工	12

第5節 政府所有米穀の品質管理等	
第1 品質管理等の取扱い	13
第2 品質管理簿等の保存	13
第3 品質管理等の要件	13
第4 品質の確認及び対応	14
第6節 廃棄物の処理	
第1 流通不適米穀	14
第2 空包装等	15
第7節 カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する措置	
第1 基本指針に即した措置	15
第2 カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する措置に係る販売等業務の委託	15
第3 政策統括官の指示による運送	16
第4 実績報告	16
第8節 情報管理（販売等業務に係る政策統括官への情報提供等）	
第1 実績報告及び情報の提供	16
第2 電子化した情報の提供方法	16
第3 情報システムの活用	16
第4 情報セキュリティ対策	17
別紙1－1 受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項（買受予定者が組合等でない場合）	19
別紙1－2 受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項（買受予定者が組合等の場合）	24
別紙2 保管マニュアルの記載事項	30
別紙3－1 カビ確認の方法	38
別紙3－2 試料の採取方法等	40
別紙4 カビ毒分析の手順等	44
別紙5 カビ監視担当者の作業等	46
別紙6 とう精の規格等	47
別紙7 備蓄用精米加工の要件	49
別紙8 米の取扱注意事項	50
別紙9 報告書一覧表	51
別紙10 政府所有米麦情報管理システム利用規約（政府所有米麦情報管理システム運用要領（平成19年3月30日付け18総合第1845号総合食料局長通知）別紙）	52

第1章 総論

政府所有米穀の販売等業務委託契約を締結した受託事業体は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第29条及び第30条に基づき、平成30年度に政府が買入れを行った政府所有米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。）及び農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）の指示に基づく政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務（以下「販売等業務」という。）を、食糧法その他の米穀の流通に関する法令（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）第1章のIの第3(2)に定める法令をいう。）のほか、本仕様書に即して作成された業務方法書に基づき実施する。

第2章 業務方法書の作成

第1 業務方法書の記載事項及び承認

受託事業体は、販売等業務を行うに当たり、次に掲げる記載事項を規定した業務方法書を作成し、政策統括官の承認を受けなければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

ただし、変更内容が第3章第1又は第2の規定による届出事項に限られる場合は、当該承認を要しない。

- (1) 販売等業務の実施体制
- (2) 販売等業務の実施状況の確認
- (3) 政府所有米穀の引受け
- (4) 販売等業務の実施方法

第2 業務方法書の共有

受託事業体は、業務方法書を、販売等業務を実施する各事業所に備え付けることにより、販売等業務に携わる者が隨時業務方法書の内容を共有できる環境を整えることとする。なお、受託事業体が販売等業務の一部を第三者に委託する場合は、業務方法書のうち当該販売等業務の実施に必要な部分について当該事業者に提示し、これを遵守させなければならない。

第3章 販売等業務の実施体制

第1 業務実施者の把握等

受託事業体は、次に規定する事項を内容とする受託事業体その他販売等業務に従事する者（以下「業務実施者」という。）の名簿及び販売等業務の実施体制が明らかとなる組織

図を作成し、業務方法書に添付して、政策統括官に届け出る。なお、内容に変更があった場合も同様とする。

1 受託事業体

- (1) 業務の範囲
- (2) 代表者の役職及び氏名
- (3) 担当者の役職、氏名及び連絡先
- (4) カビ確認及びカビ毒検査の管理者の役職、氏名及び連絡先

2 受託事業体から販売等業務の一部の委託を受ける者

- (1) 業務の範囲
- (2) 名称及び住所
- (3) 代表者の役職及び氏名
- (4) 連絡担当者の役職、氏名及び連絡先

3 1及び2を除く業務実施者

- (1) 業務の範囲
- (2) 名称及び住所

第2 連絡体制の整備

受託事業体は、各業務実施者と常時連絡がとれるよう連絡体制を整備するとともに、連絡先一覧を作成し、業務方法書に添付して、政策統括官に届け出る。なお、内容に変更があった場合も同様とする。

第3 震災等対応マニュアルの整備

受託事業体は、震災等が発生した場合においても、販売等業務を迅速かつ確実に実施できるよう、震災等対応マニュアルを作成し、業務方法書に添付して、政策統括官の承認を受けなければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

第4 販売等業務の委託

受託事業体は、販売等業務のうち総合的な企画、政府所有米穀の販売（政府所有米穀の買受人からの販売代金の回収業務を除く。）及び販売等業務の実施状況の確認並びにこれらに付帯する業務の実施を第三者に委託してはならない。

受託事業体は、販売等業務のうち次の業務について、第三者に委託を行う場合は、政策統括官の承認を得て、それぞれ次に規定する者に限り、これを相手方として委託することができる。なお、受託事業体（共同企業体である場合は構成員のいずれか）が次に規定する者に該当しない場合は、次に規定する第三者に必ず委託しなければならない。

1 保管業務

倉庫業法（昭和31年法律第121号）の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき保管を行う者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき保管を行う者（以下「保管業者」という。）

2 運送業務

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する一般貨物自動車運送事業者
又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に規定する貨物利用運送事業者

3 その他の業務

(1) カビ確認及びカビ毒検査

第6章第4節第1の1の(1)に定める体制が整備されている者

(2) とう精

別紙6の1に定める要件を満たす工場を所有し、米穀を適切にとう精・管理できる者

(3) 精米形態で保管する米穀（以下「備蓄用精米」という。）に係るとう精・無洗米加工・袋詰め（以下「備蓄用精米加工」という。）

別紙7の1に定める要件を満たす工場を所有し、備蓄用精米を適切に製造・管理できる者

(4) 廃棄物の処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は廃掃法第14条に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者

第4章 販売等業務の実施状況の確認

受託事業体は、販売等業務の各業務が適正に実施されているかを確認する方法を定め、その実施状況を現地で確認し、その結果を半年ごとに政策統括官に報告する。また、当該報告以外に業務の実施状況について政策統括官に報告を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。

また、実施状況の確認の結果、業務実施者が業務方法書に違反して業務を実施している等不適切な事態が発見された場合は、直ちに政策統括官に報告し、政策統括官から改善を指示された事項については、速やかに改善措置を講じなければならない。

第5章 政府所有米穀の引受け

第1 在庫米穀の引受け

受託事業体は、政策統括官から交付される米穀委託書（政策統括官が特定の政府所有米穀についての販売等業務を委託した書面をいう。以下同じ。）に基づき、倉庫内に保管された状態の米穀を引き受ける。

第2 販売等業務の開始年度に買い入れられる米穀の引受け

1 外国産米穀

(1) 受託事業体は、政策統括官が指示するまでの間、毎月25日までに、受託する輸入予定の外国産米穀の数量について、外国産米穀の需要地等に倉庫を確保し、外国産米穀の時期別・輸入港別の需要情報を、政策統括官に報告する。

なお、受託事業体が加工原材料用に販売する予定の数量として入札書に記載した数量については、飼料用に販売する場合であっても、加工原材料用運送経費単価を適用する。

(2) 受託事業体は、外国産米穀の輸入入札ごとに政策統括官が定める受託事業体別、輸入港別の輸入予定米穀について、次の全ての条件を満たす倉庫（以下「輸入倉庫」という。）を確保し、入港予定日の1か月前までに政策統括官に報告する。

① 外国産米穀の輸入港において本船の接岸が可能な各岸壁から10km以内に所在し、常時、低温保管（穀温を常時15°C以下に保持するとともに、倉庫内の湿度を60パーセントから65パーセントまでの範囲内に保持することを目標とする保管をいう。以下同じ。）ができる倉庫

②くん蒸が必要な場合は、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）に基づき指定を受けた検疫倉庫

③通関が可能な倉庫

④入庫に当たって、港の荷役期間の延長を生じさせることのない搬入能力を有している倉庫

(3) 受託事業体は、米穀委託書に基づき、輸入倉庫において米穀を引き受ける。

2 国内産米穀

受託事業体は、引き受けるべき国内産米穀が生じた場合は、米穀委託書に基づき、米穀を引き受ける。

3 その他

受託事業体は、政策統括官が、政府所有米穀の保管に関する経緯等を踏まえ、国民の生命、身体等の保護を図るために必要があると認める場合は、政策統括官が指示する倉庫において、米穀委託書に基づき米穀を引き受ける。

第3 受領書の提出

受託事業体は、政府所有米穀を引き受けた場合は、米穀委託書に記載された引渡日をもって、政策統括官に受領書を提出する。

第4 政府所有米穀の管理の開始

受託事業体は、米穀委託書に記載された引渡日をもって、当該委託書において特定された政府所有米穀の管理を開始する。

第6章 各業務の実施方法

第1節 政府所有米穀の販売

第1 共通事項

1 販売対象者

受託事業体は、政策統括官が認定した用途ごとの買受資格者名簿に掲載された者（以下「買受資格者」という。）に対し、基本要領に基づき政府所有米穀を販売する。

なお、受託事業体は、政府所有米穀を買い受けることはできない。

2 遵守事項

- (1) 受託事業体は、正当な理由なく買受資格者への販売を拒んではならない。
- (2) 受託事業体は、政府所有米穀を販売する場合、政府所有米穀を買い受けることを予定している者（以下「買受予定者」という。）との間で、買受予定者が組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された協同組合、協同組合連合会その他これに準ずる法人として政策統括官が認める法人をいう。以下同じ。）でない場合は別紙1－1の事項を約定した売買契約を、組合等の場合は別紙1－2の事項を約定した売買契約をそれぞれ締結しなければならない。
- (3) 受託事業体は、政策統括官が用途を限定した政府所有米穀を販売する場合は、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）に従い、その包装又は容器にその用途を示す表示を付す等の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託事業体は、買受資格者が米穀の流通に關係する法令の規定に違反したこと、買受資格者の要件を満たさなくなったこと又は不正の手段により買受資格者の資格を取得したことのいずれかに該当する疑いがあることを知った場合は、当該買受資格者への政府所有米穀の販売を留保し、直ちに政策統括官に報告しなければならない。
- (5) 受託事業体は、買受資格者の資格が停止されている期間、当該買受資格者に対して政府所有米穀を販売してはならない。

第2 個別事項

1 外国産米穀の年間販売計画

- (1) 受託事業体は、毎年度3月末（販売等業務の開始年度については、契約を締結した月の翌月末）までに、別途政策統括官が提示する外国産米穀の年間販売予定数量に即して、翌年度（販売等業務の開始年度については、当該年度）の用途別、月別の年間販売計画を作成し、政策統括官の承認を得る。
- (2) 受託事業体は、政策統括官から承認を受けた年間販売計画に基づき、各年度ごとに外国産米穀を販売する。
- (3) 受託事業体は、政策統括官から承認を受けた年間販売計画を3ヶ月ごとに見直すとともに、年間の販売数量について10パーセントを超える変更が見込まれる場合は、速やかに変更理由を付した変更申請書（基本要領様式4-16）をもって、再度、政策統括官の承認を受けなければならない。

2 外国産米穀の販売

(1) 販売手続

受託事業体は、基本要領第4章I第5の規定により、政策統括官が別途指示する場

合を除き、次のとおり販売を行う。

① 販売情報の公開

受託事業体は、外国産米穀について、販売予定数量を加工原材料用、飼料用の別に決定し、販売を行う月の前月末までに販売可能情報として政策統括官に報告するとともに、当該情報を政策統括官の指示する方法により公開する。

② 見積合せ結果の通知

受託事業体は、政策統括官が実施した見積合せの結果の連絡後、速やかにその結果を買受予定者に通知する。

(2) 販売方法

受託事業体は、外国産米穀を次のとおり区分し、それぞれの区分ごとに販売する。

① うるち米

ア 月別契約（最低契約数量を1トンとし、見積合せ結果の通知後、速やかに売買契約を締結し、引渡期限を契約締結日が属する月の翌月末までに設定する売買契約をいう。）

イ 長期契約（最低契約数量を、引渡期限が3ヶ月の場合は300トン、6ヶ月の場合は600トンとし、見積合せ結果の通知後、速やかに売買契約を締結し、引渡期限を契約締結日が属する月の翌月から3ヶ月又は6ヶ月に設定する売買契約をいう。）

② もち米

最低契約数量を1トンとし、4ヶ月ごとの販売数量について、当該期間の開始前にあらかじめ売買契約を締結する。

(3) 販売価格

受託事業体は、外国産米穀を、政策統括官が行う見積合せの結果により成約した価格で販売する。

(4) 加工原材料用として米穀を販売する際に講ずべき措置

受託事業体は、加工原材料用として販売する場合は、買受予定者との間で、買受予定者が次に定める使用用途のいずれかに使用することを約定して販売しなければならない。

ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）、リキュール類用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粋酵母用）

イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）

ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）

エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）

オ 加作品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススター用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）

カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）

キ その他政策統括官が必要と認めた用途

3 国内産米穀の販売

受託事業体は、政策統括官が別途指示する方法により、引き受けた国内産米穀の販売

を行う。

第3 販売に係る政府所有米穀の引渡し方法

販売に係る政府所有米穀の買受者（第1の2(2)により売買契約を締結した者をいう。以下同じ。）に対する引渡しは、あらかじめ買受者との協議の上、次の手順により行う。

- (1) 受託事業体は、政府所有米穀の契約年度、用途、引渡し申請番号、買受者、販売対象米穀（管理区分（備蓄用、備蓄外、援助用等の区分）、種類等）、引渡期限、引渡数量、販売金額及び見積合せ実施日等を記した引渡し申請書（基本要領様式4-19）を記入の上、政策統括官に提出し、政策統括官から納入告知書の交付を受ける。
- (2) 受託事業体は、交付された納入告知書に基づき、販売代金を政策統括官に納入し、引渡し決定通知書の交付を受ける。なお、受託事業体は、引渡し決定通知書の内容に変更の希望がある場合は、書面により政策統括官に申請し、承認を受けなければならない。
- (3) 受託事業体は、政策統括官から交付される引渡し決定通知書の内容に従い、当該米穀の引渡日に所有権が移転することを記載した書面を買受者に交付するとともに、当該書面に署名又は捺印を受けて、政府所有米穀を引き渡す。
- (4) 受託事業体は、当該米穀の引渡し申請から引渡日までの情報を第8節第3に規定する政府システム又は独自の情報処理システムに記録するものとする。

第4 買受資格者への製品製造に係る試験用試料の販売及び引渡し方法

- (1) 受託事業体は、買受資格者から製品製造の試験のための試料（以下「サンプル」という。）として政府所有米穀の販売要請を受けた場合は、買受資格者、販売対象米穀（倉庫業者、管理区分（備蓄用、備蓄外の区分）産年、種類、産地、数量等）及び使用目的を記したサンプル販売承認申請書（基本要領様式4-21）により政策統括官に申請し、承認を受けなければならない。
- (2) 受託事業体は、サンプル販売に係る政府所有米穀を、第3の(2)～(4)に準じて引き渡す。

第5 政策統括官の指示による販売等

受託事業体は、援助用又は学校給食用に政府所有米穀を供給する場合、災害又は不作により米穀の供給が不足した場合その他政策統括官から政府所有米穀の契約方法、販売方法等を指示された場合は、当該指示に従い、販売等業務を行わなければならない。

第2節 政府所有米穀の保管

第1 政府所有米穀の保管の区分

1 米穀の区分

受託事業体は、政府所有米穀を農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に規定する種類、銘柄、包装等のほか、国内産米穀については産年及び等級、外国産米穀については本船及び買入委託契約番号ごとに区分して保管する。

なお、備蓄用精米については、上記にかかるわらず産年、産地、品種及び備蓄精米加工

に係る指示ごとに区分して保管する。

また、政府所有米穀を民間貨物と区分して保管する。

2 流通不適米穀の管理

受託事業体は、流通不適米穀（食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）の規定により販売等をしてはならない米穀をいう。以下同じ。）の保管については、関係法令を遵守しつつ、1に加え、原因（「カビ状異物」、「カビ毒」、「カドミウム」、「残留農薬」等）別に区分し、その原因を票せん等により掲示する。

第2 政府所有米穀の入庫

1 外国産米穀及び国内産米穀の入庫

受託事業体は、外国産米穀及び国内産米穀の入庫時に、送り状との相違、入庫状況（入庫日、はい付けの状況、品質、必要な表示や押印、包装の状態等をいう。以下同じ。）を確認し、記録する。

2 その他

外国産米穀及び国内産米穀が既に保管されている倉庫において受託事業体が保管を開始した場合の入庫状況の確認、記録等については、1の規定に準じて行う。

第3 保管の方法

受託事業体は、第5節第3の2に定める方法により、政策統括官の指示を踏まえ、政府所有米穀を保管する。

また、備蓄用精米については、別途政策統括官が指示する地域において、次の要件を全て満たす倉庫で保管する。

- 1 昭和56年6月1日に施行された新たな耐震基準を満たしていること。
- 2 主要幹線道路に面している又はその近傍に立地していること。

第4 保管マニュアルの作成

受託事業体は、保管に係る業務実施者に、別紙2に定める事項その他政府所有米穀を適切に保管するために必要な事項を定めた規程（以下「保管マニュアル」という。）を作成させ、政府所有米穀を保管する倉庫（以下「保管倉庫」という。）に備え付けさせなければならない。

第5 政府所有米穀の引渡し

受託事業体は、政府所有米穀を引き渡す場合、当該政府所有米穀の引取人から引取日、引取人の氏名又は名称、引取場所、引取物品及び数量を特定した書面の提示を受ける。

第6 量目欠減発生時の対応

受託事業体は、政府所有米穀に量目欠減（正味重量が1包装袋の基準となる正味重量を満たしていない場合をいう。以下同じ。）が発生した場合、速やかに欠減状況を政策統括

官に報告し、政策統括官の指示に従わなければならない。

第7 政府所有米穀の在庫管理

1 帳簿等の整備

受託事業体は、政府所有米穀の在庫数量の把握ができるよう、帳簿等を作成し、第1の区分ごとに管理する。

2 たな卸

受託事業体は、年度末現在の政府所有米穀の在庫数量について、帳簿等と政府所有米穀の在庫数量を突合した上で、毎年4月20日までに政策統括官に報告しなければならない。ただし、本契約の最終年度における年度末現在の在庫数量については、確認を行った上で、契約の終了日に政策統括官に報告しなければならない。

第3節 政府所有米穀の運送

第1 運送の実施

受託事業体は、第5節第3の3に留意し、政府所有米穀を運送する。

第2 政府所有米穀の運送

1 保管倉庫等からの運送

受託事業体は、保管倉庫等から政府所有米穀を運送する場合、当該政府所有米穀の保管に係る業務実施者に対し、引取日、引取人の氏名又は名称、引取場所、引取物品及び数量を特定した書面を提示する。

2 受領書等の収集及び保存

受託事業体は、政府所有米穀を運送した際、発地及び着地における保管に係る業務実施者、買受者等が署名又は捺印した送り状、受領書等の書類を5年間保管しなければならない。

第4節 政府所有米穀の販売等に伴う作業

第1 外国産米穀の販売前のカビ確認及びカビ毒検査

受託事業体は、外国産米穀を販売するに当たって、カビ確認及びカビ毒検査を行うものとする。

なお、受託事業体はカビ確認を行う場合、あらかじめその作業日程及び内容を地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）へ報告するものとする。

1 カビ確認及びカビ毒検査の実施体制

(1) 体制整備

① 受託事業体は、カビ確認及びカビ毒検査の実施方法の遵守を確実にするため、管理者を置く。

- ② 受託事業体は、カビ確認を行う者及びカビ毒検査の分析試料を採取する者（以下「カビ監視担当者」という。）の名簿を整備するとともに、カビ確認及びカビ毒検査の試料採取（以下「カビ確認等作業」という。）を行う作業場所（以下「カビ確認等作業場所」という。）ごとにカビ監視担当者を明らかにしておく。
- ③ ②のカビ監視担当者は、カビに関する基礎知識、カビ状異物の有無の確認方法、カビ毒分析試料の採取方法等に関する研修を受講するなど、別紙5の作業等を実施できる者から選定する。

(2) 分析機関の選定

受託事業体は、カビ毒検査に当たりカビ毒を分析する機関（以下「分析機関」という。）を選定し、当該分析機関において、別紙4の3及び4に定める内部精度管理及び外部精度管理が行われていることを証明する書類その他の適正な分析機関を選定したことを確認できる書類を政策統括官に提出するとともに、検量線、添加回収率及び繰り返し精度について、定期的に分析機関からデータの提出を求め、保存する。

2 カビ確認及びカビ毒検査の方法

(1) 方法

受託事業体は、別紙3-1のカビ確認の方法を行うとともに、別紙3-2の試料の採取方法等により採取したカビ毒分析試料を用いて、別紙4のカビ毒分析の手順等によりカビ毒検査を行う。

なお、受託事業体は、(2)の手順によりカビ確認及びカビ毒検査を行い、その終了後、速やかに販売先に引渡しできるよう計画的に作業を行う。

(2) 手順

カビ確認等作業の手順は、カビ確認を行ってフレキシブルコンテナ（以下「フレコン」という。）に詰め替えた後に、カビ毒分析試料を採取し、カビ毒検査を行う。なお、作業の対象となる外国産米穀の容器がフレコンの場合に限り、カビ毒分析試料を採取した後に、カビ確認を行うことができる。

3 カビ確認等作業の実施等の取扱い

(1) カビ確認等作業の実施状況の整備

① 受託事業体は、カビ確認等作業場所におけるカビ確認等作業を行った外国産米穀の用途、種類、包装（作業前及び作業後の包装）、作業期間及び数量（作業を行った数量、作業後の数量及びカビ状異物の混入により区分けした数量）をカビ監視担当者に記録させ、これを5年間保存しておかなければならない。

また、受託事業体は、カビ状異物の混入により分けた外国産米穀について、保管倉庫及び第2節第1の1に定める米穀の区分ごとに月別の発見数量を取りまとめ、政策統括官に報告する。

② 受託事業体は、カビ確認等作業を行った外国産米穀について、分析試料の採取状況（用途、種類、ロット数量、採取場所、採取者、採取量、採取日及び送付日）、カビ毒検査の結果（分析機関、分析結果及び通知日）、引渡し状況（買受者及び引渡し日又は加工工場及び搬入日）等を記録し、これを5年間保存しておかなければならない。

(2) カビ毒検査の結果を踏まえた米穀の取扱い

① 受託事業体は、カビ毒検査の結果が次のいずれかを満たす場合に限り、当該検査

ロット全体を販売に供すことができる。

ア 食品用に販売する場合は、「総アフラトキシンの試験法について（平成23年8月16日付け食安発0816第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「食衛法通知」という。）に示す食品中のアフラトキシンの試験法により分析し、総アフラトキシン（アフラトキシンB₁、B₂、G₁及びG₂の総和をいう。以下同じ。）が10 μg/kg以下の場合。

イ 飼料用に販売する場合は、食衛法通知に示す食品中のアフラトキシンの試験法により分析し、総アフラトキシンが10 μg/kg以下で、かつ、飼料分析基準（平成20年4月1日付け19消安第14729号農林水産省消費安全局長通知。以下「飼料基準」という。）に示す飼料中のゼアラレノン及びデオキシニバレノールの分析法により分析し、ゼアラレノン及びデオキシニバレノールの含有量が飼料安全法の基準値以下（デオキシニバレノールは、家畜等（生後3ヶ月以上の牛を除く。）に給与される飼料の基準を適用）の場合。

② 受託事業体は、カビ毒検査の結果が、①以外の場合は、直ちに政策統括官に報告し、当該検査ロットを流通不適米穀として区分けし保管管理するとともに、全量を廃棄（第6節参照）しなければならない。

(3) カビ確認等作業の実施状況の確認

① 受託事業体は、カビ確認等作業場所を隨時点検し、適正に作業が行われていることを確認する。

また、1の(2)により選定した分析機関において、年1回以上、別紙4に従って業務が行われていることを確認する。

② 受託事業体は、点検の結果、不適切な事実が明らかとなった場合は、直ちに政策統括官に報告するとともに、政策統括官から改善事項が指示された場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。

第2 国内産米穀の販売前のカビ確認及びカビ毒検査

受託事業体は、国内産米穀を販売するに当たって、政策統括官が別途指示した場合は、第1に準じてカビ確認及びカビ毒検査を行うものとする。

第3 とう精

1 とう精の指示

受託事業体は、第1節第5の援助用に供給するため、政策統括官が数量及び期限を定めたとう精の指示を行った場合は、指定された米穀をとう精の上、輸出予定港まで運送する。

2 とう精の実施

(1) 受託事業体は、原料米穀からとう精された米穀（以下「生産精米」という。）を製造する場合は、別紙6の2のとう精の指示歩留を下回らないものとし、生産精米の規格は、別紙6の3に定める規格によるものとする。

なお、生産精米には、別紙6の4に定める生産精米の産地国情報等を包装容器に貼り付けるなどの措置を講じなければならない。

(2) 受託事業体は、次の事項に留意してとう精を行う。

① 原料米穀、生産精米及びその他の米穀が混合することのないよう取り扱うこと。

② とう精の結果、規格に適合しないものが発生した場合は、受託事業体の負担において再とう精又は再調整を行うこと。なお、当該再とう精又は再調整を行っても規格に適合しない場合は、当該生産精米の包装等に「不合格品」である旨を表示するとともに、原料米穀及び他の生産精米と混合することのないよう区分すること。

3 サンプルの保管

受託事業体は、とう精を行う工場において原料米穀の年産、産地、銘柄ごとに20gの生産精米のサンプルを採取し、3ヶ月間保管する。

4 生産精米等の運送

受託事業体は、とう精が完了した場合は、生産精米を政策統括官が指示した輸出予定港倉庫まで運送し、当該米穀が輸出されるまで適切に保管する。

なお、「不合格品」については、発生数量を速やかに政策統括官に報告するとともに、とう精を行う工場の最寄の倉庫へ搬入し、政策統括官からその取扱いについて指示を受けるまで、第2節に基づき適切に管理する。

第4 備蓄用精米加工

1 備蓄用精米加工に係る指示

受託事業体は、別途政策統括官が指定する国内産米穀について、精米形態での保管に充てるため、政策統括官が数量及び期限を定めた備蓄用精米加工に係る指示に従い、当該米穀から備蓄用精米を製造する。

2 備蓄用精米加工の実施

(1) 受託事業体は、備蓄用精米を製造する場合は、別紙7に定める要件に基づき製造するものとする。

(2) 受託事業体は、別途政策統括官が指示する方法で備蓄用精米加工を行う。その際、次の事項に留意するものとする。

- ① 原料米穀、備蓄用精米及びその他の米穀が混合することのないよう取り扱うこと。
- ② 備蓄用精米加工の結果、別紙7の2に定める要件に適合しないものが発生した場合は、受託事業体の負担において再度備蓄用精米加工又は再調整を行うこと。なお、当該再調整等を行っても要件に適合しない場合は、当該備蓄用精米の包装等に「不合格品」である旨を表示するとともに、原料米穀及び他の備蓄用精米と混合することのないよう区分すること。

3 備蓄用精米の運送

受託事業体は、備蓄用精米加工が完了した場合は、備蓄用精米を第2節第3の備蓄用精米を保管する倉庫まで運送し、当該米穀が出庫されるまで適切に保管する。

なお、「不合格品」については、発生数量を速やかに政策統括官に報告するとともに、備蓄用精米加工を行う工場の最寄の倉庫へ搬入し、政策統括官からその取扱いについて指示を受けるまで、第2節に基づき適切に管理する。

4 備蓄用精米の保管・管理

受託事業体は、第5節第3の1及び2のほか、次の事項に留意して備蓄用精米の保管・管理を行う。(カビ確認等作業を行った備蓄用精米については、(1)及び(2)を除く。)

(1) 複数の倉庫に分けて管理する等、事故等が生じた場合に全ての備蓄用精米が破損等

しないようにすること。

- (2) ポリエチレン等の袋に袋詰めして保管することを念頭に置き、荷崩れ等で破損しないように留意するとともに、一定の単位で二重包装する等、包装の表面が汚損しないようにすること。

第5節 政府所有米穀の品質管理等

第1 品質管理等の取扱い

受託事業体は、販売等業務の各業務において、第3の品質管理等の要件を確保するため、安全及び異常の有無の確認を行い、流通不適米穀が発生しないよう政府所有米穀を適切に管理しなければならない。

第2 品質管理簿等の保存

受託事業体は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第3条に規定する取引等の記録、第5条に規定する搬出、搬入等の記録及び第7条に規定する食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項に関する記録を作成し、これを5年間保存する。

第3 品質管理等の要件

受託事業体は、以下に留意して販売等業務に係る品質管理を行う。

- 1 破袋、汚損、水濡れ、カビ、異臭、貯穀害虫、鼠害等の被害を生じさせないこと。
- 2 低温保管又はこれと同等以上の米穀の安全及び品質の保持の効果がある方法により保管するとともに、出庫時に外気との温度差による結露等が生じないようにすること。
- 3 以下に留意して運送を行うこと。
 - ① 品質保持、安全性に配慮し、的確、迅速、清潔、誠実に行うこと。
 - ② 必要に応じて冷蔵設備のある輸送手段により運送を行うこと。
 - ③ 第2節第1に定める米穀の区分に相違を来さないようにするとともに、運送中の事故、盜難等の発生防止に努めること。
 - ④ 水濡れ、汚損等の発生防止に万全の措置を行うこと。
 - ⑤ 倉庫等からの出庫時において、原則として政府所有米穀の計量（看貫）を行うとともに、カビ等による包装の汚損の有無の確認を行うこと。
 - ⑥ 米穀以外のものと積合せによる運送を行う場合は、米穀の品質、安全性に影響を与えるもの（危険物等）との混載は行わないこと。
 - ⑦ 運送に使用する車両、コンテナ等が当該米穀の運送に使用する以前の貨物の影響により米穀の品質、安全性に影響を与えないことを確認すること。
- 4 外国産米穀及び政策統括官により別途指示された国内産米穀を販売する場合は、販売等に伴う作業としてカビ確認等作業を行い、食品衛生法又は飼料安全法に問題がないことを確認すること。
- 5 米穀に品質の変化又は異常等が発生した場合は、他の米穀に被害が拡大しないよう区分けし、流通不適米穀が発生した場合は、政策統括官の指示により廃棄処理を行うこと。
- 6 買受者に対し、別紙8の「米の取扱注意事項」を周知すること。

第4 品質の確認及び対応

1 品質の確認等

受託事業体は、政府所有米穀の品質確認のための試料（備蓄用精米を除く。以下「品質確認用試料」という。）を採取することができる。この場合は、1試料当たりの採取量を概ね20gとし、量目欠減が生じないよう採取する。

なお、品質確認用試料は、譲渡してはならない。また、政策統括官から品質確認用試料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 異常時の対応

- (1) 受託事業体は、管理する政府所有米穀に品質の変化、異常等を発見した場合は、直ちに当該米穀の状況を調査し、政策統括官に報告して指示を受ける。
- (2) 受託事業体は、政策統括官の指示を踏まえ、品質の変化、異常等が確認された政府所有米穀について、他の政府所有米穀に被害が拡大しないよう、包装容器（紙袋、樹脂袋、フレコン等）単位で区分けする。このうち、カビ状異物が混入したものについては、別紙3-1の8の措置を講ずる。
- (3) 受託事業体は、食品として販売した政府所有米穀が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、当該米穀所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従うとともに、速やかに政策統括官に報告する。
- (4) 受託事業体は、品質の変化、異常等の発生により区分けした政府所有米穀（外国産米穀の販売に伴うカビ確認の結果、カビ状異物の混入により区分けした外国産米穀を除く。）について、品質の変化又は異常等の発生の原因を調査し、被害の発生原因、区分け理由別の数量、再発防止策等を記載した報告書を作成し、速やかに政策統括官に提出するとともに、当該再発防止策を講じる。

第6節 廃棄物の処理

第1 流通不適米穀

1 廃棄処理の手続

- (1) 受託事業体は、流通不適米穀について、政策統括官から物品管理法（昭和31年法律第113号）に基づく不用決定の通知を受けた場合は、当該米穀を保管する倉庫を所管する地方自治体と協議の上、廃掃法に基づき廃棄処理を行う。
- (2) 受託事業体は、(1)の協議が終了した場合は、廃棄処理を開始するまでに、廃棄処理を行う日時及び場所（以下「廃棄計画」という。）について、政策統括官に報告する。なお、廃棄計画に変更が生じた場合は、変更内容についてその都度報告を行う。
- (3) 受託事業体は、計量伝票等（処理日時、搬入場所、搬入数量等が明記されたもの。）その他の廃棄処理に係る証拠書類（以下「証拠書類」という。）を5年間保存しなければならない。

2 廃棄処理の確認及び報告

- (1) 受託事業体は、帳簿上の記録及び証拠書類を窓口することなどにより、流通不適米穀の処理が確実に行われたことを確認する。
- (2) 受託事業体は、廃棄処理が完了した場合は、流通不適米穀に係る処理に関する報告

書を速やかに政策統括官に提出する。

第2 空包装等

1 廃棄処理の手続

受託事業体は、空包装等について、廃掃法に基づき廃棄処理を行う。

ただし、受託事業体は、資源回収業者等（空包装等を再利用する業者をいう。以下同じ。）に、再利用の目的以外での利用及び不法投棄を行わないこと並びに農産物検査法（昭和26年法律第144号）第13条第3項の規定に基づく表示の除去又は抹消を行うことを条件として、空包装等を譲渡することができる。

2 廃棄処理の確認及び報告

- (1) 受託事業体は、空包装等の処理について、産業廃棄物管理票（廃掃法に基づく産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称等が記載されたもの。）等の書面により廃棄処理が行われたことを確認する。なお、当該書面については、5年間保存しなければならない。
- (2) 受託事業体は、空包装等の廃棄処理が完了した場合は、速やかに空包装に係る処理に関する報告書を政策統括官に提出する。
- (3) 1のただし書の規定により空包装等を譲渡する場合は、受託事業体は、資源回収業者等の名称、当該資源回収業者等が行う再利用の目的及び当該資源回収業者等に譲渡する数量を台帳に記録し、政策統括官に提出する。

第7節 カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する措置

第1 基本指針に即した措置

受託事業体は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成24年法律第82号）第8条第1項の規定に基づき策定されたカネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針に定められた事項を実施するため、政策統括官が企画した次の事業について、カネミ倉庫株式会社（以下「カネミ倉庫」という。）による新たな倉庫の活用のための取組の支援、政府所有米穀の保管業務の委託その他当該事業の実施に必要な措置を講じなければならない。

1 カネミ倉庫所有の倉庫への保管委託事業

カネミ倉庫が大阪府大阪市及び福岡県北九州市において所有する倉庫の有効活用を図るために、受託事業体が、自ら又は第三者を通じて政府所有米穀の保管業務をカネミ倉庫に委託することにより、カネミ倉庫の保管料等収入の確保を図る事業

2 援助用、飼料用等原料米穀の保管業務委託事業

政府所有米穀の保管業務の委託を通じたカネミ倉庫の事業拡大を図るために、受託事業体が援助用又は加工原材料用・飼料用等に仕向ける政府所有米穀の保管業務を、カネミ倉庫を通じ、他の保管業者に委託することにより、カネミ倉庫の当該委託業務に係る事業収入の確保を図る事業

第2 カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する措置に係る販売等業務の委託

受託事業体は、第1の措置を的確に履行するため、販売等業務の一部を、自ら又は第三者を通じて、カネミ倉庫に委託しなければならない。

第3 政策統括官の指示による運送

受託事業体は、第1の措置を講ずるに当たって、他の倉庫からカネミ倉庫所有の倉庫又はカネミ倉庫が政府所有米穀を寄託している保管業者の倉庫への庫移しを行う場合その他第1に掲げる事業の実施のために政府所有米穀を運送する必要が生じた場合は、政策統括官の指示に従い、運送を行わなければならない。

第4 実績報告

- 1 受託事業体は、カネミ倉庫の保管料収入額等報告書を毎月作成し、翌月20日までに政策統括官に報告しなければならない。ただし、政策統括官から報告時期の変更について指示があった場合は、当該指示に従い、報告しなければならない。
- 2 受託事業体は、前項の報告書の内容変更及び資料の追加について、政策統括官から指示があった場合は、当該指示に従い、報告しなければならない。

第8節 情報管理（販売等業務に係る政策統括官への情報提供等）

第1 実績報告及び情報の提供

- 1 受託事業体は、販売等業務の実施により作成された別紙9「報告書一覧表」に掲げる各種報告書を整理し政策統括官に報告するとともに、当該報告内容を電子化して政策統括官に提出する。
- 2 受託事業体は、別紙9の報告書に関する情報の内容に追加、変更又は削除の必要が生じた場合は、速やかに対処する。
- 3 受託事業体は、別紙9の報告書のほか、政策統括官が別途指示する情報を電子化して政策統括官に提出する。

第2 電子化した情報の提供方法

- 1 受託事業体は、政策統括官に対する電子化した情報の提出について、電子媒体（電子メール等をいう。以下同じ。）を用いて行う。ただし、第3の1により政府システムを利用する場合は、この限りでない。
- 2 電子化した情報の記録形式は政策統括官が別途指示するものとし、電子媒体による具体的な提供方法については、政策統括官と協議の上決定する。
- 3 受託事業体は、政策統括官に提出する電子媒体が、コンピュータウィルス等に感染していないことを確認した上で提供する。

第3 情報システムの活用

- 1 受託事業体が次の全てを満たす場合及び受託事業体を除く業務実施者が次の(1)及び(3)を満たす場合は、販売等業務に係る情報管理のために政府システムを利用すること

ができる。

- (1) 政府システムは、別紙10「政府所有米麦情報管理システム利用規約」に従い利用することとし、政府システムの操作については、政策統括官の指示に従うこと。
 - (2) 販売等業務に係る情報の整合性を確保し、必要に応じて政府システムを利用する者（買受資格者及び、受託事業体を除く業務実施者をいう。）に対する操作指導を行うとともに、登録されたデータを確認し、修正等の必要な措置を講じること。
 - (3) 自己の責任において政府システムの利用を行うこと。
- 2 受託事業体は、販売等業務に係る情報管理のために独自の情報処理システムを構築する場合は、当該システムの開発スケジュール（システムテスト及び試験運用期間を含む。）を提示しなければならない。
- なお、受託事業体は、独自システムを構築する際には、政府システムとの互換性を図るため、データレイアウトや、コードの統一化等を行うものとする。

第4 情報セキュリティ対策

1 情報セキュリティ管理システムの確立

受託事業体は、ISO（国際標準化機構）27001の認証取得事業者若しくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾事業者のいずれかであるか、又はこれと同等の情報セキュリティ管理システムを確立させなければならない。

2 情報セキュリティの確保

- (1) 販売等業務の遂行に当たって、業務実施者は、平成26年5月に改訂された「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成26年度版、改版に伴い名称の変更があった場合は当該基準群を適用する。）、農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年3月31日付け農林水産省訓令第4号）及び政府所有米麦情報管理システムセキュリティ対策マニュアル（平成27年11月27日付け事務連絡政策統括官付貿易業務課長）等、情報セキュリティに関する説明を受け、その内容を遵守する。
- (2) 業務実施者は、販売等業務を履行する上で、政府システムの利用により知り得たシステム構成、セキュリティ管理方法等については、契約終了後も外部に漏らしてはならない。

3 個人情報の取扱いに関する事項

受託事業体は、販売等業務を行うに当たり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、個人情報（個人情報保護法第2条に規定する個人情報をいう。）の漏えいが疑われる事案が明らかになった場合は、直ちに被害の拡大防止のため必要な措置を講ずるとともに、発生した事案の概要、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに政策統括官に報告する。

4 受託事業体の瑕疵により生じた損害の対応について

受託事業体の瑕疵により発生した以下の損害については、全て受託事業体の責において、政策統括官又は他の受託事業体等への損害賠償等の対応を誠実に行う。

- (1) コンピュータウィルスに感染した電子媒体を提供したことが原因で、農林水産省の情報システムを停止するなどの重大な影響を与えた場合の復旧に要する損害

- (2) 不正アクセスが原因で政府システムを停止させたことにより生じた損害
- (3) 2 及び 3 に係る情報漏えいが原因で発生した被害により生じた損害

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項
(買受予定者が組合等でない場合)

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

一 種類 ○○○○

二 用途 使用する用途を記載。なお、用途限定している場合は、その用途を記載するが、加工原材料用である場合は、付録に記載された用途とする。

三 数量 ○○○○トン

四 単価 ○○○○円/トン

五 金額 ○○○○円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、平成〇年〇月〇日とする。

(米穀の用途)

第2条 乙は、買い受けた政府所有米穀を、前条第1項第2号の用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売・譲渡してはならない。ただし、あらかじめ農林水産大臣（出荷販売事業者であって、その主たる事務所並びに販売所、事務所及び倉庫が一つの地方農政局の管轄区域内のみにあるものにあっては、当該地方農政局の長、出荷販売事業者でない者にあっては、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）の承認を受けて、定められた用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売する場合は、この限りでない。

2 乙は、買い受けた政府所有米穀を、倒産、休廃業等などの真にやむを得ない事由により自ら使用できず、買い受けた用途で使用する他者に転売する場合は、甲に連絡した上で、政策統括官の承認を得なければならない。

(瑕疵現品の交換)

第3条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（再調製を行う前又は再調製を経ずに加工を行う前のものに限る。）に隠れた瑕疵を発見した場合は、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

2 甲は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議を行い、乙が瑕疵のあった政府所有米穀の交換を求めた場合は、食料安定供給特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。

ただし、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した政府所有米穀については、同等の政府所有米穀との引渡しの対象としない。

なお、この場合は、乙は瑕疵のあった政府所有米穀を甲に返還する。

また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めた場合は、あらかじめ政策統括官の承認を得て、運送するものとする。

(契約の解除)

第4条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により政府所有米穀の売買契約の全部又は一部の履行が困難となった場合は、政策統括官の承認を得て、当該契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、政策統括官の承認を得て、政府所有米穀の売買契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が、第1条第1項第2号で用途を限定した場合に、その用途以外の用途に供した場合。

二 乙が、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めた場合。

3 甲は、前2項の規定により契約が解除された場合は、当該契約に係る政府所有米穀の買受代金を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀を甲に返還する。

(違約金)

第5条 甲は、乙が第2条の規定に違反したことが明らかになった場合は、次の各号のいずれか高額である方を違約金として、乙から徴収することができる。

なお、当該違反による損害の額が違約金の額を超過する場合は、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げない。

一 違反に係る政府所有米穀を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、甲から買い受けた政府所有米穀であって乙が転売等したものとの数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の30を乗じて得た額

二 違反に係る政府所有米穀を主食用として販売した場合の政府売渡単価に、甲から買い受けた政府所有米穀であって乙が転売等したものとの数量を乗じて得た金額に100分の30を乗じて得た額

2 乙は、前条第2項第2号により契約を解除された場合は、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(解除権の留保)

第6条 甲は、乙が締結した他の政府所有米穀の売買契約について、当該契約で用途限定した政府所有米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部が解除された場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により本契約を解除された場合は、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付する。

3 甲は、第1項により本契約が解除された場合は、本契約に係る政府所有米穀の買受代金を乙に返還する。

4 乙は、第1項により本契約が解除された場合は、本契約に係る政府所有米穀を、甲が指定する場所において返還する。

(違約金の納付期限)

第7条 乙は、第5条第1項及び第2項並びに前条第2項の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(引渡現品の管理)

第8条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(責任の免除)

第9条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となった場合
- 二 売買契約の全部又は一部を解除した場合
- 三 引き渡した政府所有米穀に瑕疵がある場合であって、瑕疵発生の原因が甲の責めに帰し得ない場合

(帳簿等の整備)

第10条 乙は、政府所有米穀の受扱及び加工状況について、台帳を整備する。加工原材料用として政府所有米穀を買い受けた場合は、別添の様式により各四半期の最終月の翌月の末日までに北海道農政事務所長、地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長に報告する。

(調査、報告)

第11条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、政策統括官又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力する。

- 2 乙は、甲の求めがあった場合は、本契約により買い受けた政府所有米穀の取引先との売買契約その他の取引関係が明らかになる書類を甲に提出する。
- 3 乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託して再調製を行う場合は、その委託先と加工契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、政策統括官から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することについて約定しなければならない。

(業務委託の禁止)

第12条 乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第1の2(3)により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として政策統括官が認めた者に対し、政策

統括官が必要と認める期間、本契約により買い受けた政府所有米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

【付録】

甲から加工原材料用として買い受けた政府所有米穀の使用用途は、次のとおりとする。

- ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）、リキュール類用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粋酵母用）
- イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）
- ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）
- エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）
- オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススター用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）
- カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）
- キ その他政策統括官が必要と認めた用途

別添様式

年 月 日

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所 :
商号又は名称又は氏名 :
代 表 者 名 : 印

政府所有米穀の加工原材料用に係る受払及び加工等報告書
(○年度第○四半期 (○~○月) 分)

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業体と締結した売買契約（以下「売買契約」という。）に基づき、以下のとおり報告します。

1 政府所有米穀の受払状況

（単位：実トン）

種類	年産	前期からの 繰越数量 ①	当期の 購入数量 ②	当期の 使用数量 ③	翌期への 繰越数量 ①+②-③	再 調 製 の 有 無	副 産 物 の 生 産 数 量	副 産 物 の 処 理 状 況
計								

(注) 1 複数の受託事業体から政府所有米穀を買い受けている場合は、合算した数量を記入する。

2 「種類」欄は、国産・外国産（産地国）別、うるち米・もち米別、玄米・精米別に整理する。

3 「年産」欄は、国産備蓄米のみ記入する。

4 「再調製の有無」欄は、再調整を行った場合（委託を含む）は有、再調整を行わない場合は無を記入する。

5 「副産物の処理状況」欄は、①廃棄、②用途外使用申請（有償）又は③用途外使用申請（無償）を番号で記入する。

2 政府所有米穀を使用した製品製造状況

用途	単位	当期製品製造量

(注) 1 製品製造状況の「用途」欄は、売買契約に記載された加工原材料用の使用用途（ア 酒類用、イ 調味料用、ウ 菓子用、エ 米穀粉用、オ 加工品用、カ 小麦粉混入製品用、キ その他政策統括官が必要と認めた用途）を記号で記入する。

2 製品製造状況の「当期製品製造量」欄の単位は、箱、袋、kg、k 1 等、製品を管理する際の任意の単位で整理する。

別紙 1－2

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項
(買受予定者が組合等の場合)

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

一 種類 ○○○○

二 用途 使用する用途を記載。なお、用途限定している場合は、その用途を記載するが、加工原材料用である場合は、付録に記載された用途とする。

三 数量 ○○○○トン（乙の共同購入者ごとに数量を記載する。）

四 単価 ○○○○円/トン

五 金額 ○○○○円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、平成〇年〇月〇日とする。

(米穀の用途)

第2条 乙は、買い受けた政府所有米穀を、前条第1項第2号の用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売・譲渡してはならない。ただし、あらかじめ農林水産大臣（出荷販売事業者であって、その主たる事務所並びに販売所、事務所及び倉庫が一つの地方農政局の管轄区域内のみにあるものにあっては、当該地方農政局の長、出荷販売事業者でない者にあっては、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）の承認を受けて、定められた用途以外の用途に供し、又は供する目的で出荷し、若しくは販売する場合は、この限りでない。

2 乙は、買い受けた政府所有米穀を、倒産、休廃業等などの真にやむを得ない事由により自ら使用できず、買い受けた用途で使用する他者に転売する場合は、甲に連絡した上で、政策統括官の承認を得なければならない。

(瑕疵現品の交換)

第3条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（再調製を行う前又は再調製を経ずに加工を行う前のものに限る。）に隠れた瑕疵を発見した場合は、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

2 甲は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議を行い、乙が瑕疵のあった政府所有米穀の交換を求めた場合は、食料安定供給特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。

ただし、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した政府所有米穀については、同等の政府所有米穀との引渡しの対象としない。

なお、この場合は、乙は、瑕疵のあった政府所有米穀を甲に返還する。

また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めた場合は、あらかじめ政策統括官の承認を得て、運送するものとする。

(契約の解除)

第4条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により政府所有米穀の売買契約の全部又は一部の履行が困難となった場合は、政策統括官の承認を得て、当該契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、政策統括官の承認を得て、政府所有米穀の売買契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が、第1条第1項第2号で用途を限定した場合に、その用途以外の用途に供した場合。

二 乙が、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めた場合。

3 甲は、前2項の規定により契約が解除された場合は、当該契約に係る政府所有米穀の買受代金を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀を甲に返還する。

(違約金)

第5条 甲は、乙が第2条の規定に違反したことが明らかになった場合は、次の各号のいずれか高額である方を違約金として、乙から徴収することができる。

なお、当該違反による損害の額が違約金の額を超過する場合は、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げない。

一 違反に係る政府所有米穀を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、甲から買い受けた政府所有米穀であって乙又は乙の共同購入者が転売等したものとの数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の30を乗じて得た額

二 違反に係る政府所有米穀を主食用として販売した場合の政府売渡単価に、甲から買い受けた政府所有米穀であって乙又は乙の共同購入者が転売等したものとの数量を乗じて得た金額に100分の30を乗じて得た額

2 乙は、前条第2項第2号により契約を解除された場合は、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(解除権の留保)

第6条 甲は、乙又は乙の共同購入者が締結した他の政府所有米穀の売買契約について、当該契約で用途を限定した政府所有米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部が解除された場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により本契約を解除された場合は、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付する。

3 甲は、第1項により本契約が解除された場合は、本契約に係る政府所有米穀の買受代金を乙に返還する。

4 乙は、第1項により本契約が解除された場合は、本契約に係る政府所有米穀を、甲が指定する場所において返還する。

(違約金の納付期限)

第7条 乙は、第5条第1項及び第2項並びに前条第2項の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(引渡現品の管理)

第8条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「食品衛生法」という。）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理し、また、乙の共同購入者に食品衛生法及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守させ、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理させなければならない。

(責任の免除)

第9条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となった場合
- 二 売買契約の全部又は一部を解除した場合
- 三 引き渡した政府所有米穀に瑕疵がある場合であって、瑕疵発生の原因が甲の責めに帰し得ない場合

(帳簿等の整備)

第10条 乙は、政府所有米穀の受払及び加工状況について、台帳を整備するとともに、乙の共同購入者に台帳を整備させる。加工原材料用として政府所有米穀を買い受けた場合は、別添の様式により乙及び乙の共同購入者別にとりまとめの上、各四半期の最終月の翌月の末日までに北海道農政事務所長、地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長に報告する。

(調査、報告)

第11条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力し、また、乙の共同購入者に協力させるほか、政策統括官又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力し、また、乙の共同購入者に協力させる。

- 2 乙は、甲の求めがあった場合は、本契約により買い受けた政府所有米穀の取引先との売買契約その他の取引関係が明らかになる書類を甲に提出し、また、乙の共同購入者に、その書類を提出させる。
- 3 乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託して再調製を行う場合は、その委託先と加工契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、政策統括官から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力することについて約定し、また、乙の共同購入者が、本項に規定する委託再調製を行う場合は、乙の

共同購入者に本項の措置を行わせる。

(業務委託の禁止)

第12条 乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）第4章I第1の2(3)により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として政策統括官が認めた者に対し、政策統括官が必要と認める期間、本契約により買い受けた政府所有米穀の貯蔵その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

また、乙の共同購入者にも当該処分及び当該業務の委託を行わせない。

(共同購入者との約定事項)

第13条 乙は、乙の共同購入者との間で以下の事項について約定しなければならない。

- 一 乙が甲から買い受けた政府所有米穀について、乙の共同購入者は乙が甲から買い受けた用途（第1条第1項第2号の用途をいう。以下同じ。）に使用しなければならないこと。
- 二 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を自社又は再調製工場に委託して再調製を行った結果発生した米穀について、乙が甲から買い受けた用途以外に供する必要が生じた場合は、遵守事項省令第2条ただし書に規定する用途限定米穀の用途外使用に係る農林水産大臣の承認を受けなければならないこと。
- 三 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を、真にやむを得ない事情により乙が甲から買い受けた用途に使用できなくなった場合は、乙に連絡すること。
- 四 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀（再調製を行う前又は再調製を経ずに加工を行う前のものに限る。）に隠れた瑕疵を発見した場合は、直ちにその使用を中止し、速やかに乙に連絡すること。
- 五 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀について、食品衛生法及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理すること。
- 六 乙の共同購入者は、政府所有米穀の受払及び加工状況について、台帳を整備するとともに、乙が加工原材料用として政府所有米穀を買い受けた場合は、別添の様式によりとりまとめの上、各四半期の最終月の翌月の末日までに乙に報告すること。
- 七 乙の共同購入者は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、政策統括官又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力すること。
- 八 乙の共同購入者は、甲又は乙の求めがあった場合は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀の取引先との売買契約その他の取引関係が明らかになる書類を甲又は乙に提出すること。
- 九 乙の共同購入者は、乙が甲から買い受けた政府所有米穀を再調製工場に委託して再調製を行う場合は、その委託先と加工契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先是、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協

力するほか、政策統括官から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められた場合は、これに協力すること。

- 十 乙の共同購入者は、基本要領第4章I第1の2(3)により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として政策統括官が認めた者に対し、政策統括官が必要と認める期間、乙が甲から買い受けた政府所有米穀の貸借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わないこと。
- 十一 その他甲と乙の間で締結する政府所有米穀の売買契約の履行を担保する措置を講じること。

【付録】

甲から加工原材料用として買い受けた政府所有米穀の使用用途は、次のとおりとする。

- ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）、リキュール類用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粋酵母用）
- イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）
- ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）
- エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）
- オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススター用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）
- カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）
- キ その他政策統括官が必要と認めた用途

別添様式

年　月　日

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

住 所：
商号又は名称又は氏名：
代 表 者 名： 印

政府所有米穀の加工原材料用に係る受払及び加工等報告書
(○年度第○四半期 (○~○月) 分)

政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた受託事業体と締結した売買契約（以下「売買契約」という。）に基づき、以下のとおり報告します。

1 政府所有米穀の受払状況 (単位：実トン)

種類	年産	前期からの 繰越数量 ①	当期の 購入数量 ②	当期の 使用数量 ③	翌期への 繰越数量 ①+②-③	再 調 製 の 有 無	副 産 物 の 生 産 数 量	副 産 物 の 処 理 状 況
計								

(注) 1 複数の受託事業体から政府所有米穀を買い受けている場合は、合算した数量を記入する。

2 「種類」欄は、国産・外国産（産地国）別、うるち米・もち米別、玄米・精米別に整理する。

3 「年産」欄は、国産備蓄米のみ記入する。

4 「再調製の有無」欄は、再調整を行った場合（委託を含む）は有、再調整を行わない場合は無を記入する。

5 「副産物の処理状況」欄は、①廃棄、②用途外使用申請（有償）又は③用途外使用申請（無償）を番号で記入する。

2 政府所有米穀を使用した製品製造状況

用途	単位	当期製品製造量

(注) 1 製品製造状況の「用途」欄は、売買契約に記載された加工原材料用の使用用途（ア 酒類用、イ 調味料用、ウ 菓子用、エ 米穀粉用、オ 加工品用、カ 小麦粉混入製品用、キ その他政策統括官が必要と認めた用途）を記号で記入する。

2 製品製造状況の「当期製品製造量」欄の単位は、箱、袋、kg、l 等、製品を管理する際の任意の単位で整理する。

別紙2 保管マニュアルの記載事項

※ 労働安全の確保等の政府所有米穀の品質・安全の確保に関すること以外の事項については、保管マニュアルの作成に当たり、保管倉庫業者の判断で、適宜付加することができる。

1 保管マニュアルの実施体制に関する事項

(1) 管理者の職務

- ① 保管マニュアルの遵守を確実にするための管理の責任及び権限が、適格な管理職級にある者に割り当てられ、そのことを明確に規定しなければならない。
- ② 適格な職級にある者に①の管理者を補佐させる場合は、当該補佐する者の責任及び権限の範囲を明確に規定しなければならない。

(2) 業務従事者の職務等

各部門における、この保管マニュアルに係る業務に従事する者の具体的責任、職務内容を明確に規定しなければならない。

また、(1)の管理者及び上記業務従事者の責任、権限及び職務の概要を記載した組織図を作成し、この保管マニュアルに添付しなければならない。

この組織図に変更があった場合は、速やかに修正しなければならない。

(3) 緊急連絡体制の整備

地方農政局等)受託事業体)等の緊急時の連絡先を整理し、管理者(管理者を補佐する者を含む。(3)及び2において同じ。)及び業務従事者が、これを常時携行することを規定しなければならない。

この緊急時の連絡先は、保管マニュアルに添付するとともに、見やすい場所に掲示しておかなければならない。

また、管理者及び業務従事者の緊急連絡網を整備し、管理者及び業務従事者が常時携行することを規定するとともに、この保管マニュアルに添付しなければならない。

2 緊急時の対応

(1) 管理者及び業務従事者は、以下に該当する場合は、直ちに地方農政局等及び受託事業体に連絡することを規定しなければならない。

- ① 政府所有米穀にカビの発生等の異常を発見した場合
- ② 政府所有米穀に品質変化のおそれがある場合
- ③ 荷崩れ等の事故及び乱破袋等が発生した場合
- ④ 地震、水害等の災害及び火災が発生した場合
- ⑤ このマニュアルの実施体制が維持できない場合及び保管業務を実施することが困難になった場合
- ⑥ その他政府所有米穀の品質の保持及び安全の確保に支障が生じるおそれがある場合

(2) 管理者及び業務従事者は、地方農政局等及び受託事業体の指示に従って、管理者の指揮の下、被害の発生及び拡大を防止するために必要な措置を講じることを規定しなければならない。

(3) 管理者は、(1)その後の状況及び(2)に基づき講じた措置の内容を地方農政局等及び受託事業体に逐次報告することを規定しなければならない。

3 保管管理業務計画の策定

6 以下の規定を踏まえて、清掃、倉庫の点検整備、品質確認等の保管管理業務について、年間の保管管理業務計画を策定することを規定するとともに、必要に応じて見直すことを規定しなければならない。なお、保管管理業務計画には温湿度計、穀温計等の点検時期、倉庫の屋根、床、壁等の亀裂、剥離等の損傷、冷却機等の設備の異常や故障、漏電等がないかの点検時期、倉庫及び倉庫周辺の清掃の時期、防火設備、消火器具、火災警報器の定期の法定点検の時期、防火訓練の実施時期、非常警報機等の防犯設備の定期点検時期、品質の確認を行う時期、10の(1)の保管管理業務の実施状況の確認時期、10の(2)の内部監査等の実施時期等を規定するものとする。

管理者は、業務従事者にこの保管管理業務計画を示し、この計画に従って適切に保管管理業務が実施されるよう必要な指示を行うべきことを規定しなければならない。

4 入庫準備

(1) 倉庫の点検整備

- ① 政府所有米穀を入庫する箇所の床、壁の亀裂、穴、剥離等の損傷がないか点検し、補修等の措置を講じることを規定しなければならない。
- ② 点検に当たって、点検する箇所と点検方法を定め、チェックリストを作成するなどして、点検が確実に行われるよう点検の手順を規定しなければならない。
- ③ 補修、修理等に当たって、6の(4)の③と同様に行うことを規定しなければならない。

(2) 入庫前の倉庫の清掃

入庫の前に倉庫の床、内壁等の清掃を行うことを規定しなければならない。

清掃に当たって、清掃する箇所と清掃方法を定め、チェックリストを作成するなどして、清掃が確実に行われるよう清掃の手順を規定しなければならない。

(3) 下敷き材料の点検整備

下敷き材料は、清潔で、十分に乾燥していること、破損、汚れ、カビ、害虫がないことを確認した上で、使用することを規定しなければならない。

また、上記の確認の項目、方法、結果を記録しておくことを規定しなければならない。

(4) 下敷き材料の使用

下敷き材料の種類ごとに使用方法を規定しなければならない。

(5) 管理器具の点検整備

入庫に当たって、6の(3)の④の温湿度計等の整備の基準に基づき、必要な数を確保し、これを点検し、必要な校正等を行うとともに、点検の結果について、記録しておくことを規定しなければならない。

(6) 入庫前の倉庫の空くん蒸

入庫前（同一倉庫内で既に政府所有米穀が保管されている場合を除く。）に倉庫の空くん蒸を行う場合は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の関係法令に基づき使用方法等を遵守すること。

倉庫の空くん蒸を実施した場合は、管理日誌等に施工者等を記録することを規定しなければならない。

5 入庫時の品質確認等

- (1) 政府所有米穀の入庫時に、以下の事項を確認することを規定しなければならない。
- ① 送り状等に記載された種類、産年、産地、銘柄、等級、包装、量目、数量等と相違はないか
 - ② 包装の表面に汚れや、変色、害虫による穿孔等はないか
 - ③ 国内産米の検査証明等の表示や押印の欠落はないか
 - ④ 水濡れ、カビ及びその痕跡はないか
 - ⑤ 包装の破損はないか
- (2) 政府所有米穀の入庫時又ははい付け前に、試料を採取し（備蓄用精米を除く。）、品質の確認を行うことを規定しなければならない。
- 試料の採取については、試料の抽出方法（試料採取点数（抽出率）、試料採取箇所等）及び7の(2)に準じることを規定するとともに、試料の取扱いについては、7の(4)に準じることを規定しなければならない。
- また、この品質確認用の試料のうち水分の測定を行う試料の点数又は抽出率を規定し、水分に異常がないか及び水分の規格の範囲内かを確認することを規定しなければならない。
- (3) 政府所有米穀の入庫時又ははい付け前に、米穀の重量を計測することを規定しなければならない。
- 重量の計測については、計測を行う個袋の数又は抽出率を規定しなければならない。
- (4) 入庫時には、入庫した日の天気、入庫した政府所有米穀を運送した運送業者名、運転者、トラック及びコンテナのナンバー、 トラックの型、運送の状況（下敷きの有無及び種類、下敷き又は荷台の水濡れや汚れの有無、異臭の有無）を確認することを規定しなければならない。
- (5) (1)から(4)までの確認において異常が発見された場合は、2により、直ちに地方農政局等及び受託事業体に連絡することを規定しなければならない。
- (6) (1)から(3)までの入庫時の確認の結果については、これを記録紙に記録するとともに、(4)の入庫時の状況を送り状の写し又は記録紙に記録して保存しておくことを規定しなければならない。

6 保管管理業務の実施

(1) ロットの構成

- 米穀の管理区分に従ってロットを構成することを規定しなければならない。
- また、政府所有米穀を保管する倉庫（倉番）においては、原則として米穀以外は保管しないことを規定しなければならない。
- やむを得ず米穀以外のものと混藏する場合であっても、食品衛生上問題となる可能性のある物質を含むもの、特有の臭いのあるもの、倉庫の床等を汚染する可能性のあるもの、多くの水分を含有しているなど庫内の湿度に影響を及ぼす可能性があるものとは混藏しないことを規定しなければならない。

(2) はい付け方法

各倉庫の構造、面積、天井又は梁までの高さ、冷却機の性能、冷却機及び通気ダクト

の配置、冷気が噴き出す方向、荷役機械（フォークリフト等）の性能、下敷き材料及びパレットの種類等を踏まえ、倉庫内の空気の滞留、床面からの吸湿、荷崩れ等の品質管理上の悪影響がないよう以下の事項を規定しなければならない。

- ① 通路のとり方
- ② 通路の幅
- ③ 壁等とはいとの間隔
- ④ 下敷き材料の使い方
- ⑤ はい型
- ⑥ はいの高さ（段数）
- ⑦ 収容力（トン数）

(3) 穀温及び倉庫内温湿度の管理

- ① 管理基準

穀温及び倉庫内の温湿度の管理基準を規定しなければならない。

低温保管による場合は、以下の基準を規定しなければならない。

- ア 穀温を常時摂氏15度以下に保持すること。
- イ 穀温を常時摂氏15度以下に保持するため、倉庫内の温度を摂氏15度以下とすること。
- ウ 倉庫内の相対湿度は、60パーセントから65パーセントまでの範囲内に保持することを目標とすること。
- エ 倉庫内の相対湿度が70パーセントを超える場合は、直ちに除湿する措置を講じること。
- オ 低湿度となっても急速に湿度を上昇させる必要はなく、極力加湿機は使用しないこと。

② 穀温及び倉庫内外の温湿度の測定及び記録

①の管理基準に適合した保管を行うため、原則毎日、定期的に穀温及び倉庫内外の温湿度を測定し、管理日誌等に記録することとし、測定する時間を規定しなければならない。

③ 倉庫内の温湿度の調整

ア ②の測定結果が①の管理基準に適合しない場合の倉庫内の温湿度の調整について、倉庫の設備の実態等を踏まえて測定の結果に応じた温湿度の調整方法を規定しなければならない。

低温保管の場合は、以下の場合の調整方法を規定しなければならない。

- (ア) 穀温が常時摂氏15度を超えた場合の調整方法
 - (イ) 倉庫内の温度が摂氏15度を超えた場合の調整方法
 - (ウ) 倉庫内の相対湿度が60パーセントから65パーセントまでの範囲内に保持されていない場合の調整方法
- (エ) 倉庫内の相対湿度が70パーセントを超える場合の調整方法
 - (オ) 低湿度となった場合の調整を行う湿度の目安と調整方法

イ アのほか倉庫内の温湿度の調整を行うべき場合があれば、倉庫の設備の実態等を踏まえて温湿度の調整方法を規定しておくことが望ましい。

ウ ア及びイの温湿度の調整を行った場合は、倉庫内の温湿度の変化を監視し、その経過を管理日誌等に記録しておくことを規定しなければならない。

エ ア及びイの温湿度の調整を行った場合は、温湿度の調整のための措置の内容及び調整の結果を管理日誌等に記録しておくことを規定しなければならない。

④ 温湿度計等の整備

ア 倉庫の広さや、冷気が吹き出す方向等を踏まえ、倉庫内の状況が適切に把握できるよう、温湿度計、穀温計等の管理器具を設置する数、設置する位置等の基準を規定しなければならない。

イ 温湿度計、穀温計、米穀の水分測定装置（水分計）等の管理器具は、その種類等を踏まえ、点検する時期を規定し、点検の結果を踏まえて必要な校正（精度管理）を行うことを規定しなければならない。

また、この点検及び校正を行った場合は、管理日誌等に記録しておくことを規定しなければならない。

(4) 倉庫の点検整備

① 倉庫の屋根、床、壁等の亀裂、剥離等の損傷、冷却機等の設備の異常や故障、漏電等がないか点検し、補修、修理等の措置を講じることを規定しなければならない。

② 点検に当たって、点検箇所、点検する時期及び点検方法を定め、チェックリストを作成するなどして、点検が確実に行われるよう点検の手順を規定しなければならない。

また、降雨時に雨漏れの有無や台風、地震等の時に倉庫の損傷の有無を確認するなど、上記の他随時点検する事項、方法を規定しなければならない。

③ 補修、修理等に当たって、補修、修理等を要する箇所と状態を倉庫設備の維持・管理の責任を負う者に報告し、その指示の下で適切に補修等が行われるよう規定しなければならない。

また、速やかに補修、修理等を行うことができるよう、補修、修理等を依頼する専門業者のリストを作成し、保管マニュアルに添付しておくことが望ましい。

(5) 倉庫の5S（整理・整頓・清掃・清潔・習慣）の徹底

貯穀害虫及び鼠による被害等を防止するため、定期的に倉庫内及び倉庫周辺の整理・整頓・清掃を行うとともに、倉庫内を清潔に保ち、これを習慣づけることを規定しなければならない。

清掃に当たって、清掃の時期、清掃する箇所と清掃方法を定め、チェックリストを作成するなどして、清掃が確実に行われるよう清掃の手順を規定しなければならない。

(6) 虫害、鼠害の防止

① 貯穀害虫及び鼠の発生状況を監視し、その結果を管理日誌等に記録することを規定しなければならない。

貯穀害虫の発生を監視するためのトラップ等の使用について、設置箇所等を規定する。

また、ラットサインを見逃さないよう注意すべき点を規定する。

ア 粪、尿の臭い

イ 足跡

ウ 壁の汚れ等通路の痕跡

エ かじり跡

等

② 貯穀害虫及び鼠のまん延と被害発生の防止のための措置について、その実施方法等を具体的に規定しなければならない。

ア 貯穀害虫の発生源となる塵の除去等清掃の励行

倉庫の角や壁と床の継ぎ目等の特に注意すべき箇所を規定

イ 鼠捕獲用の粘着シート、捕獲器の設置と交換、点検

これらの設置場所と交換、点検の時期を規定

ウ 倉庫内外を整理・整頓し、貯穀害虫や鼠の生息場所となるものの除去

エ 排水溝の清掃や倉庫周辺の樹木の剪定、除草

オ 害虫の棲家となる壁や床の亀裂や穴の有無の点検と補修

カ 倉庫内外を点検し、鼠の侵入口の点検、補修

等

③ 薬剤の使用は、必要最小限に止め、使用する場合は、農薬取締法等の関係法令に基づき使用方法等を遵守すること。

薬剤を使用する場合は、使用方法を記載した文書等を保存するとともに、使用量や使用箇所を管理日誌等に記録することを規定しなければならない。

また、米穀の包装に付着して、汚染する事がないよう特に注意しなければならない。

④ 政府所有米穀のくん蒸（倉庫の空くん蒸を除く。）は原則として行わない。やむを得ずくん蒸を行う場合は、地方農政局等に連絡し、許可を得なければ行ってはならないことを規定しなければならない。

⑤ 薬剤を保管する場合は、政府所有米穀と隔離し、施錠できる保管庫で適切に管理すること。

保管場所と管理責任者を指定し、保管する薬剤ごとに在庫量・使用量等を記録する管理簿を備え付けることを規定しなければならない。

(7) 防火

① 防火設備、消火器具、火災警報器は定期の法定点検を実施し、管轄区域の消防署へ点検結果を報告することとし、点検項目と点検時期を規定しなければならない。

② 防火設備の点検を依頼する業者のリストを作成し、保管マニュアルに添付しておくことが望ましい。

③ 消火器具の配置、使用方法の周知等を図るため防火訓練を実施することとし、訓練の実施時期及び回数を規定するとともに、実施した状況は管理日誌等に記録しなければならない。

(8) 盗難防止

① 非常警報機等の防犯設備は、定期的に点検することとし、点検項目と点検時期を規定しなければならない。

② 非常警報機等の防犯設備の点検を依頼する業者のリストを作成し、保管マニュアルに添付しておくことが望ましい。

③ 警備保障会社に警備を委託する場合は、その業務内容を明確にしておかなければならぬ。

(9) 災害への対応

台風等による水害など、災害の発生が懸念される場合は、扉の前に土嚢を積む等の措置を講じて、被害の防止に努めることを規定しなければならない。

7 保管米穀の品質確認

- (1) 原則毎日、倉庫の見回りを行い、6に規定する保管管理業務の実施と合わせて、保管中の政府所有米穀について穀温異常、汚損、かび、異臭、貯穀害虫の発生、鼠害、米穀の脱漏の発生等がないことを確認することを規定しなければならない。

この確認においては、倉庫に入った時の臭気（かび臭、鼠の糞尿臭等）、庫内の空気の冷たさや湿り気、はい表面、床等の湿り気、異常な音等に注意を払うとともに、はいの表面等に異常がないか注意して目視することを規定しなければならない。

- (2) 政府所有米穀の異常や品質劣化がないことを確認するため、定期的に試料を採取して、品質確認を行うとともに、米穀の水分を測定し、米穀の重量を計測することを規定しなければならない。

品質確認については、実施する時期、試料の抽出方法（試料採取点数又は抽出率、試料採取箇所等）、水分の測定及び重量の計測を行う個袋の数又は抽出率を規定しなければならない。

- (3) (1)及び(2)の確認の結果については、管理日誌、管理業務記録簿その他の管理業務の実施状況を記録する帳簿（以下「管理日誌等」という。）に記録することを規定しなければならない。

- (4) 政府所有米穀から品質確認のための試料を採取する場合は、1試料採取箇所当たりの試料採取量を概ね20gとし、量目欠減を生じさせないように採取することを規定しなければならない。

ただし、量目に影響を与えるおそれがあると思われる場合は、必ず事前に地方農政局長等に相談し、その指示を受けた上で対応することを規定しなければならない。

- (5) 品質確認用試料は、有償と無償とにかかわらず、他に譲渡しないことを規定しなければならない。ただし、地方農政局長等及び受託事業体が品質確認用試料の提出を求めた場合は、これに応じなければならないことを規定しなければならない。

8 保管数量確認等

- (1) 保管倉庫における政府所有米穀の受入れ、払出し、倉庫内での移動の都度、数量の確認（検数）を行い、9の(1)の台帳等の現在高と照合し、照合の結果と照合した者を台帳等に記載することを規定しなければならない。

- (2) 政府所有米穀の移動の都度はい票せんに記録し、これをはいに付けて当該はいの状態を明らかにすることを規定しなければならない。

- (3) 5の入庫時の品質確認等及び7の(2)の品質確認の際、はい見取図を作成し、確認した政府所有米穀の数量及び配置を明らかにするとともに、試料の採取箇所等の品質確認の実施に関する事を記録しておくことを規定しなければならない。

- (4) 政府所有米穀を出庫する場合は、誤って他のものを出庫しないよう、政府所有米穀の引渡しを命ずる書面等と照合し、出庫する政府所有米穀を必要に応じて分置するなどして特定するとともに、出庫物品の確認者を指定して、当該者が出庫する政府所有米穀の種類、産年、産地、銘柄、等級、包装、量目、数量等を確認することを規定しなければ

ならない。

9 帳簿類の整理

(1) 保管倉庫における受入れ、払出し、亡失、損傷等の政府所有米穀の移動が発生した日及び数量を整理し、管理している政府所有米穀の現在高を把握するため、必要な台帳等の様式を定め、これを整理することを規定しなければならない。

なお、この台帳等の整理及び管理は、政府システムを使用して行うことができる。

(2) (1)の台帳等を整理し、管理する者を指定するとともに、保管場所を明確にしておかなければなければならない。

(3) 管理日誌等、(1)の台帳等、政府所有米穀の受入れ、引渡しを証する書面並びに8のはい票せん及びはい見取図について、帳簿等の種類ごとに保存年限を定め適切に管理しなければならない。

なお、(1)の台帳等、管理日誌等及び政府所有米穀の受入れ、引渡しを証する書面の保存年限については、5年間以上保有するよう設定しなければならない。

(4) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第7条に基づく保管の時の温度及び湿度などに関する記録を作成し、これを保存するよう努めることを規定するとともに、同法第2条第2項の米穀事業者から当該記録の提供を求められた場合は、努めてこれに応じることを規定しなければならない。

10 保管状況の確認

(1) 管理者又は管理者を補佐する者は、日を決めて9の(1)の台帳等、管理日誌等の保管倉庫における保管状況に関する書類を確認し、このマニュアルに基づく保管管理業務の実施状況を確認することを規定しなければならない。

(2) 管理者は、自ら又は担当者若しくは担当部署を指定して、保管管理業務の実施状況について、定期的に内部監査等を行うこととし、内部監査等のためのチェックリストを含む手引書を定め、これにより内部監査等を実施することを規定しなければならない。

(3) 管理者は、当該内部監査等を他者に委託することも可能とするが、委託契約等により、当該委託を受けた者は、(2)の手引書に従って誠実かつ公正に内部監査等を行うべきこと、及び内部監査等の実施について管理者の監督を受け、その指示に従うべきことを約定し、当該内部監査等を委託する者を規定しなければならない。

なお、当該内部監査等を他者に委託しても、管理者は、当該内部監査等の実施及びその結果についての責任を免れるものではなく、(2)の手引書に従って誠実かつ公正に内部監査等が実施されるよう監督しなければならない。

(4) 管理者は、内部監査等した結果、保管倉庫における政府所有米穀の保管管理状況について、改善すべき事項があると認める場合は、又は管理者が保管倉庫に対して行った指示に反する事実がある場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、講じた措置を記録し、その実施状況を監督することを規定しなければならない。

別紙3－1 カビ確認の方法

- 1 受託事業体は、販売予定の外国産米穀（食品用及び飼料用に販売するものに限る。）及び政策統括官により別途指示された国内産米穀の袋等（フレコンを含む。以下同じ。）を全て解袋し、カビ監視担当者にカビ状異物がないことを確認させる。

この場合は、食品用に販売予定のものに限り、1袋等の単位で確認を行い、カビ状異物が混入した米穀を袋単位で区分けすることが可能な方法で行わなければならない。
- 2 カビ状異物の確認の方法は、次のいずれかの方法とし、この方法以外による場合は、政策統括官の承認を受けなければならない。
 - (1) 解袋した米穀を、1枚目の網と2枚目の網をできるだけ密着させた状態で概ね45度にクロス（交差）させた二重の網に通し、網の上で解袋した袋単位にカビ状異物を確認（メッシュチェック）する方法

この場合、使用する目の大きさは、1.0cm×1.0cm以下とする。
 - (2) 少量（概ね1トン／日以下）の場合は、解袋した米穀を平らな容器等に広げ、静止状態で目視する方法
- 3 受託事業体は、解袋作業及びカビ確認等作業を行う際、食品衛生法及び労働安全上問題のない施設、器具を使用するとともに、カビ監視担当者及びカビ確認等作業に携わる者に健康上支障が生じないよう安全対策（防じんマスク（防じんマスクの規格（昭和63年3月30日労働省告示第19号）に適合したもの）、防じんメガネ、手袋など）を講じる。
- 4 受託事業体は、解袋作業及びカビ確認等作業において、米穀に異物混入（包装の切れ端、作業器具など）及び品質低下（水濡れ、結露など）を生じさせないように作業を行う。
- 5 受託事業体は、カビ状異物の混入がないことが確認された米穀を販売する場合は、次のとおり行うこととする。
 - (1) 食品用に販売する場合は、食品衛生法の規定及び規格基準を満たした吊り紐部分が緑色で本体が白色又はベージュ色のフレコンに入れる。
 - (2) 飼料用に販売する場合は、飼料が有害物質に汚染されないような吊り紐部分及び本体が白色又はベージュ色のフレコンを使用する。

ただし、カビ毒分析試料を採取し、カビ毒検査を行った後に、カビ確認を行う場合は、直接、飼料工場の原料張込口又は飼料工場に運搬する車両の運搬器具に投入することができる。
- 6 受託事業者は、カビ監視担当者がカビ状異物と疑われるものを発見した場合は、速やかに解袋作業を停止させ、目視のほか、必要に応じてルーペにより菌糸等を確認するなどして、カビ状異物の判定を行う。
- 7 受託事業体は、カビ監視担当者がカビ状異物かどうかの判定が困難な場合は、分析機関又は保健所の食品衛生の専門家等に相談する。
- 8 受託事業体は、6又は7によりカビ状異物の混入が明らかとなった場合は、速やかに以下の対応を行う。
 - (1) 食品用に販売予定の米穀についてはカビ状異物が混入した米穀を袋等単位で、飼料用に販売予定の外国産米穀についてはカビ状異物単位でそれぞれ分けすること。
 - (2) (1)において分けしたカビ状異物が混入していた袋等及びカビ状異物は、ビニール袋で覆い、カビの胞子が拡散しないよう措置した上で、隔離して保管管理し、流通不適

米穀として廃掃法に基づき廃棄処理を行うこと。

- (3) 発見された袋等の状態、カビ状異物の形状、色、大きさ、重量等について記録（写真の撮影等）し、保存すること。
- (4) 作業設備等の消毒及び清掃を行い、その終了後、解袋作業を再開すること。

別紙3－2 試料の採取方法等

1 カビ毒検査の対象ロットと試料採取者

受託事業体は、カビ毒検査の対象ロット（上限200トン）をフレコンで構成し、2で定めるフレコンから、カビ監視担当者にサンプルを採取させる。

なお、カビ毒検査の対象ロットは、カビ確認等作業場所における1～3日の解袋等作業量を1検査ロット（上限200トン）とする。

また、受託事業体は、カビ確認又は試料採取を行ったフレコンに検体試料番号を付し、ロットごとに識別して、適正に管理を行う。

2 試料採取量及び採取箇所数

試料は、次のロットの重量別の1箇所の最低採取量、サンプル採取箇所数及び試料合計数量が確保されるよう、以下のとおり採取する。

(1) ロットの重量が100トン以下の場合、全てのフレコンから採取する。

(2) ロットの重量が100トンを超える場合は、無作為性が確保されていると政策統括官が認める手法により抽出した100個のフレコンから採取する。

この場合は、フレコンからの採取箇所は、一定間隔を基本（参考1及び参考2）とし、ロット別の試料採取状況は、試料管理簿等により管理する。

なお、分析機関との協議により、100トンを超える場合でも全てのフレコンから採取することができる。

ロットの重量(t)	1箇所の最低採取量(g)	サンプル採取箇所数	試料合計(kg)
重量≤0.05	400	3	1
0.05<重量≤0.5	200	5	1
0.5<重量≤1	100	10	1
1<重量≤3	100	20	2
3<重量≤10	100	40	4
10<重量≤20	100	60	6
20<重量≤50	100	100	10
50<重量≤100	100	100	10
100<重量≤200	100	100	10

注 トン未満の数量がある場合は、フレコンに詰め替えた上で、当該フレコンから試料を採取することとし、ロット全体として上記のロットの重量別サンプル採取箇所数、試料合計数量が確保されるよう試料を採取する。

3 採取器具

試料は、フレコン用二重管刺しを使用して採取する。

ただし、数量が1トン未満でフレコン用二重管刺しを使用できない場合は、インクリメントスコップにより採取する。

なお、二重管刺しによる1ヶ所の採取量が100gを大幅に超える場合は、試料の精度を維持するため、食品衛生法に適合する資材を用いて当該二重管刺しの中央採取口を塞ぐ加工を施し、1ヶ所の採取量が概ね100g（100g以上110g未満）になることを確認の上、使用する。

4 試料採取器具の消毒

採取器具については、前試料によるコンタミネーション（汚染）を避ける観点から、1ロットの試料採取が終了した後は、70パーセントエタノールで消毒し、消毒した後は、清潔な布で拭き取る。

5 採取試料の取扱い

- (1) 採取した試料全量を検体試料として分析機関に送付する。
- (2) 採取試料は、低温（15°C以下）の環境で管理し、「冷蔵品」扱いで送付するなど品質保全に努める。
- (3) 試料の送付に当たって、未使用のビニール袋で二重・密封包装、検体試料番号の明記、送付書の添付など取扱いに留意する。

参考1 ロット重量別の採取箇所数

※1 箇所当たり100 g 採取

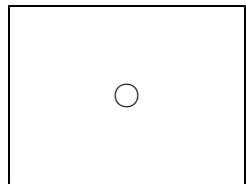
ロットの重量 (トン)	フレコン数	1フレコン当たり 採取箇所数	採取箇所 合計数	試料量 (kg)
1	1	10	10	1
2	2	10	20	2
3	3	6～7	20	2
4	4	10	40	4
5	5	8	40	4
6	6	6～7	40	4
7	7	5～6	40	4
8	8	5	40	4
9	9	4～5	40	4
10	10	4	40	4
11	11	5～6	60	6
12	12	5	60	6
13～14	13～14	4～5	60	6
15	15	4	60	6
16～19	16～19	3～4	60	6
20	20	3	60	6
21～24	21～24	4～5	100	10
25	25	4	100	10
26～33	26～33	3～4	100	10
34～49	34～49	2～3	100	10
50	50	2	100	10
51～99	51～99	1～2	100	10
100	100	1	100	10
101～200	100	1	100	10

(注) フレコン数は、元地詰め又は詰め替え後の1フレコンが1トンの場合とする。

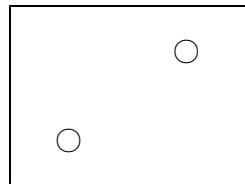
参考2 フレコンからのサンプル採取箇所

二重管刺しを用いて、フレコンからサンプル採取する場合の考え方として、一定の間隔でサンプルを抜き取ることを基本とする。

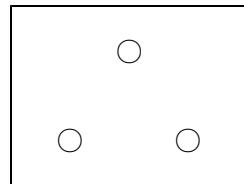
1 一定間隔



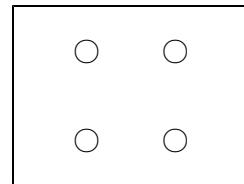
2 一定間隔



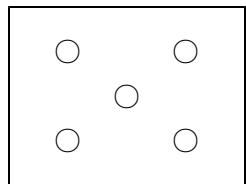
3 一定間隔



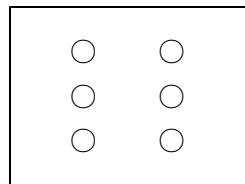
4 一定間隔



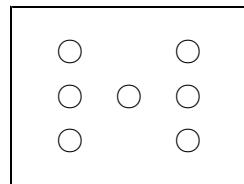
5 I S O参考



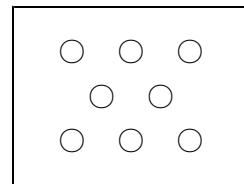
6 一定間隔



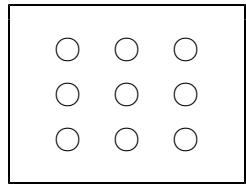
7 一定間隔



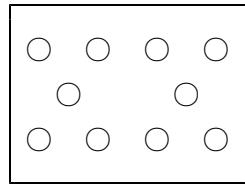
8 I S O参考



9 一定間隔



10 I S O参考



別紙4 カビ毒分析の手順等

1 受託事業体が行うカビ毒検査は、以下のカビ毒を対象に2に定める分析方法により行う。

- (1) 食品用に販売する場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）で規制されているアフラトキシンB₁、B₂、G₁及びG₂（以下「総アフラトキシン」という。）を対象とする。
- (2) 飼料用に販売する場合は、飼料安全法で規制されているゼアラレノン及びデオキシニバレノール並びに総アフラトキシンを対象とする。

2 カビ毒の分析方法等

(1) 分析方法

- ① 第一次試料全量を粉化・均一化し、1kgに縮分したもの（以下「二次試料」という。）を用いて、分析を行う。
- ② 検査の方法は、総アフラトキシンは食衛法通知に基づく妥当性が確認された方法、ゼアラレノン及びデオキシニバレノールは飼料基準に基づく方法又は妥当性の確認された方法による。
なお、食衛法通知及び飼料基準に基づく方法以外で分析を行う場合は、分析法のSOP（Standard Operating Procedure）及び妥当性確認の方法をあらかじめ政策統括官に提出する。
- ③ 分析機関は、米についてのカビ毒分析の検出限界及び定量限界を算出する。検出限界及び定量限界は、次の値以下を確保する。
また、分析項目ごとに検出限界、定量限界の各々について、その定義及び算出方法を報告すること。

	検出限界	定量限界
アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂	0.000 5ppm	0.001 ppm
ゼアラレノン	0.1 ppm	0.2 ppm
デオキシニバレノール	0.01 ppm	0.02 ppm

(2) 試料の保管

- ① 検査結果の報告までは、一次試料の全量を-20°C以下で保管することとし、検査結果の報告後の二次試料については、-20°C以下で3ヶ月間適切に保管する。
- ② ①の保管期間が経過した検査試料は廃棄し、廃棄したことが確認できる書類を5年間以上保管する。

(3) 分析記録の保存

分析機関は、分析に関する記録を5年間以上保存する。

3 内部精度管理

分析機関は、「食品衛生検査施設等における検査等の業務の管理の実施について」（平成9年4月1日衛食第117号）に基づく内部精度管理を行っていること。

(1) 検量線

分析機関は、標準試薬を用いて調整した5種類以上の濃度（定量限界付近の濃度を必ず1点含めること。）の標準試薬の測定を行い、検量線を作成し、相関係数は0.99以上を確保すること。

(2) 添加回収率

分析機関は、分析項目ごとに、2種類の濃度（定量限界付近と基準値付近）を用いた添加回収試験を3回以上実施すること。なお、当該試験の添加回収率は70～120パーセントの範囲であること。

(3) 繰り返し精度

分析機関は、分析項目ごとに、同一試料を用いた繰り返し精度（n=7以上）を2種類の濃度（定量限界付近と基準値付近）で実施し、併行相対標準偏差（RSD_r）を計算して報告すること。

4 外部精度管理

分析機関は、過去2年以内に穀類又は穀類の粉に含有される総アフラトキシン、デオキシニバレノール及びゼアラレノンについての技能試験（proficiency testing）に参加していること。

別紙5 カビ監視担当者の作業等

1 カビ監視担当者は、次の作業を責任をもって適正かつ確実に実行する。

(1) カビ確認作業に常時立ち会うとともに、次の①から③までを実施する。

① 作業開始前及び作業終了後におけるカビ確認等作業場所の施設及び器具の点検・清掃・消毒の指示

② 詰替用フレコンの異物混入の有無等の確認

③ 解袋後の米のカビ状異物の有無の確認

(2) カビ状異物と疑われるものを発見した場合は、次の①及び②を実施する。

① 解袋作業の停止の指示

② カビ状異物の判定

(3) カビ状異物を発見した場合は、次の①から⑦までを実施する。

① 解袋作業の停止の指示

② 受託事業体への連絡

③ 食品用に販売予定の米穀についてはカビ状異物が混入していた米穀の袋等単位、飼料用に販売予定の米穀についてはカビ状異物単位での分け指示、確認

④ ③において分けしたカビ状異物が混入していた袋等又はカビ状異物をビニール袋で覆った上での分置の指示、確認

⑤ 発見された袋の状態、カビ状異物の形状・色・大きさ・重量等の記録（写真を撮影等）、保存

⑥ 作業設備の清掃、消毒の指示、確認

⑦ 清掃、消毒終了後の解袋作業の再開の指示

(4) 別紙3-2に規定する方法により、次のフレコンにおいて試料採取する。

① カビ確認を先に行う場合は、カビ確認を行って詰め替えたフレコン

② カビ毒検査を先に行う場合は、カビ確認前の対象のフレコン

(5) 別紙3-2の5に規定する方法により、採取した試料を受託事業体の指示する分析機関へ送付する。

(6) 詰替え及び試料採取後の米穀のカビ毒検査の対象ロットを管理する。

(7) 作業状況を記録し、受託事業体へ報告する。

2 カビ監視担当者の責任の下でカビ確認等を実施した米穀について、実需者へ販売後、カビ状異物が発見され、これが解袋時のカビ確認漏れにより生じたものである場合等、1の作業が適切に実施されなかったことにより政府に損害を及ぼしたと判断される場合は、解袋作業を実施した受託事業体がその賠償責任を負うこととする。

ただし、善良な管理者の注意を怠らなかったことを立証した場合は、この限りでない。

3 カビ監視担当者は、作業の実施に当たり判断に迷う場合は、必ず受託事業体に連絡し、指示又は指導を受ける。

別紙6 とう精の規格等

1 とう精工場の要件

- (1) 原料米穀及び製品の搬出入が容易な立地条件にあること。
- (2) 原料米穀の切込みから業務終了まで一貫した行程で作業できること。
- (3) 手動によって調整できる箇所を一定時間封印しても工場の稼動能率が低下しないこと。
- (4) 衛生的に業務を行い得ること。
- (5) 火災、盗難、虫鼠害、変質等の発生のおそれがない倉庫又はこれに準ずる施設を有し、かつ、政府所有米穀とその他の貨物との区別が容易にできる収容力を有すること。
- (6) 雨及び雪などの天候の影響による水濡れを受けない施設で作業が可能なこと。

2 とう精の指示歩留

国内産水稻うるち玄米	90.4 パーセント
------------	---------------

3 生産精米の規格

- (1) 種類 うるち精米
- (2) 量目 正味重量：30kg又は60kg
- (3) 荷姿

袋詰め（樹脂袋）とする。この場合の包装規格は、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第一の一の（三）の口の（ロ）に定める第一種樹脂袋又は第二種樹脂袋の規格に準ずる新袋であるものとする。

- (4) 品位

項目 等級	最高限度						
	水分 (パーセント)	白墨質粒 (パーセント)	被害粒(パーセント)	碎粒 (パーセント)	もみ (パーセント)	異種穀粒 及び異物 (パーセント)	
計	着色粒						
合格	16.0	20.0	4.0	1.0	20.0	0.0	1.0

(附) 1つの米粒で、もみ、着色粒以外の被害粒、碎粒、白墨質粒のいずれか2つ以上に該当するものについては、この順位により、最初に該当するもの以外のものには該当しないものとみなす。

定義

百分率—全量に対する重量比をいう。

水分—105度乾燥法又はそれと同じ結果が得られる方法によって決定されたものをいう。

白墨質粒—米粒の4分の3以上が白墨質になっている粒をいう。

被害粒—昆虫、水、熱、かび、菌その他の原因によって損傷を受けたものをいう。

着色粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。

碎 粒—その大きさが完全粒の3分の2から4分の1（針金25番線ふるい目の開き1.7mmのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度の大きさをいう。）までの粒をいう。

異種穀粒—うるち精米を除いた他の穀粒（もみを除く。）をいう。

異 物—その大きさが完全粒の4分の1未満の米粒及び穀粒を除いた他のものをいう。

4 産地国等の表示

(1) 包装容器に表示する事項

◎
援助用輸出向け政府所有米穀の委託とう精精米Japanese Government Rice For Food Aid
種類 うるち精米
产地国名
正味重量
Milling Year
とう精工場 所在地
名称

(注)

1 用紙の大きさは、たて10.8cm、横5.4cmとし、紙質はさらしクラフトパルプ（荷札用紙。以下「票せん」という。）であって、46判90kg以上とする。なお、票せんは、包装の口縫部分に添付することとする。

用紙の色は、国内産は白色、米国産は青色、豪州産は赤色とする。

2 記載事項は、とう精工場において記載する。

この場合は、産地国名については、次のように記載する。

国内産：「Japanese Rice」

米国産：「U.S. Rice From Japan」

豪州産：「Australian Rice From Japan」

また、Milling Year は西暦とする。

別紙7 備蓄用精米加工の要件

1 とう精・無洗米加工・袋詰め工場の要件

- (1) 原料米穀及び製品の搬出入が容易な立地条件にあること。
- (2) 原料米穀の切込みから業務終了まで一貫した行程で作業できること。
- (3) 手動によって調整できる箇所を一定時間封印しても工場の稼動能率が低下しないこと。
- (4) 衛生的に業務を行い得ること。
- (5) 火災、盗難、虫鼠害、変質等の発生のおそれがない倉庫又はこれに準ずる施設を有し、かつ、政府所有米穀とその他の貨物との区別が容易にできる収容力を有すること。
- (6) 雨及び雪などの天候の影響による水濡れを受けない施設で作業が可能のこと。

2 備蓄用精米の要件

- (1) とう精及び無洗米加工後の歩留まりが87パーセントを下回らないこと。
- (2) 農産物規格規程における精米のうち完全精米・一等の品質基準を満たしていること。
なお、とう精及び無洗米加工を行った場合は、加工日ごとに20gの備蓄用精米のサンプルを採取し、政策統括官付農産企画課に速やかに送付すること。

3 袋詰めの実施方法

無洗米加工された政府所有米穀について、未使用的ポリエチレン等樹脂素材の袋に10kg単位で袋詰めを行うこと。その際、人の手が触れることがないよう衛生的に袋詰めを行い、また、以下の表示を行う。

- (1) 食品表示法（平成25年法律第70号）及び食品表示基準等の定める規格に基づき、必要な表示等を施すこと。
- (2) 袋の表面に、『政府備蓄精米』及び『無洗米』の印字を付すこと。

別紙8 米の取扱注意事項

1 先入先出しで早期使用

仕入れた米は、速やかに加工又は販売するようお願いします。

米の使用については、常に先入れ先出しをお願いします。特に精米は、長く保管していると品質劣化を招きます。

2 高温、多湿、直射日光に注意

米は、高温・多湿・直射日光をさけ、できるだけ冷暗所で温度変化の少ない場所での保管に心掛けましょう。

3 匂いの強い物との分離

米は移り香しやすいので、石油製品類、洗剤、化粧品、防虫剤など匂いの強いものと一緒に保管しないようにお願いします。

4 床積みに注意

米を積む場合は、パレットなどの上に、かつ、壁から離して積むようお願いします。直接床に積んだり、壁に付けたりすると、床面や壁面との温度差の影響や風通しの悪さから、米の変質の原因となることがあります。

5 保管場所は清潔に

米を保管する場所は、常に清潔に保つよう心掛けましょう。こぼれた米などが残っているとカビや害虫の発生原因になることがあります。

6 水濡れに注意

米を運搬する場合は、水濡れに注意し、ビニールシートなどで覆うよう心掛けてください。特に夏場の入出庫は、急激な温度変化で結露等が発生しないように注意しましょう。

7 取扱いは丁寧に

米を入れている袋は、通常の運搬や保管には耐えられる強度がありますが、強い衝撃などにより、破れることがあります。取扱いは、丁寧にお願いします。

別紙9 報告書一覧表

No.	仕様書業務名	業務項目	提供情報	提供時期
1	保管	期別入出庫報告 (注)	政府所有米穀を保管する各倉庫における期別の入出庫数量	毎月(翌月末)
2	保管 (在庫管理)	物品管理関係報告 (注)	政府所有米穀の日別の受払、在庫状況等報告	毎月(翌月20日まで)
3	保管 (在庫管理)	たな卸関係報告 (年度末)(注)	年度末における台帳等と在庫の合算結果報告	毎年度(翌年度4月20日まで)
4	運送	運送実績報告 (注)	運送仕様書に基づき実施した政府所有米穀の運送に関する報告	毎月(翌月末)
5	カビ確認及び カビ毒検査	用途別販売前確認 作業報告	販売前確認作業を行った政府所有米穀に関する報告	毎月(翌月末)
6	とう精	とう精実績報告 (注)	とう精を行った政府所有米穀に関する報告	毎月(翌月末)
7	備蓄用精米加工	備蓄用精米加工実績報告	備蓄用精米加工に関する報告	毎月(翌月20日まで)
8	販売	販売実績報告	買受者ごとの販売数量の内訳(買受者が組合等の場合は、共同購入者ごと)に関する報告	毎月(翌月末)
9	品質管理	異常発見報告	政府所有米穀の保管管理中に異常が発生した場合の報告	隨時
10	廃棄物処理	流通不適米穀処理報告	処理された流通不適米穀(廃棄処分)に関する報告	毎月(翌月末)
11	廃棄物処理	空包装処理報告	処理された空包装に関する報告	毎月(翌月末)
12	カネミ油症患者に関する施策推進措置	保管料収入額等報告	カネミ倉庫の保管料収入額等に関する報告	毎月(翌月20日まで)

※1 提出時期について、別途政策統括官から指示があった場合は、その指示に従う。

2 各業務項目の報告書に関する提供情報項目の明細は別途指示することとする。

(注) 政府システムを利用する場合にデータ取得可能な情報

別紙10 政府所有米麦情報管理システム利用規約（政府所有米麦情報管理システム運用要領
(平成19年3月30日付け18総合第1845号総合食料局長通知) 別紙)

政府所有米麦情報管理システム（以下「情報管理システム」といいます。）を利用して、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」といいます。）が所管する米麦等（以下「主要食糧」といいます。）の売買、保管、運送、貿易（以下「売買等」といいます。）に係る手続及びこれに関する各種報告等を行うためには、下記の利用規約のすべての条項に同意いただくことが必要です。情報管理システムの利用者は、政府所有米麦情報管理システム利用申込書の提出をもって本利用規約に同意したものとみなされます。

記

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 情報システムの利用（第3条～第8条）
- 第3章 情報システム等の管理（第9条～第11条）
- 第4章 情報の取扱い（第12条～第16条）
- 第5章 雜則（第17条～第20条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 本規約は情報管理システムの利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

（定義）

- 第2条 この規約において、使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。
- (1) 「政府所有米麦情報管理システム」とは、政策統括官が所掌する主要食糧の売買等に関するリアルタイムな情報共有を図るため、各種情報の受付処理及び迅速な情報提供を汎用的に行う情報システムをいいます。
 - (2) 「情報システム責任者」とは、情報管理システムにおける運用体制の整備、適正な利用及び情報セキュリティの確保等に関する事務を行う者としての農林水産省政策統括官付貿易業務課長をいいます。
 - (3) 「民間事業者等」とは、主要食糧の売買等に係る手続及び各種情報の報告等を行う民間事業者及び団体をいいます。
 - (4) 「システム利用者」とは、情報管理システムを利用して主要食糧の売買等に係る手続及び各種情報の報告等を行う民間事業者等（民間事業者等が手続及び報告等を第三者に委任又は代行させた場合は、当該第三者を含む。）をいいます。
 - (5) 「ログインID」とは、情報管理システムの利用者を識別するための識別コードをいいます。
 - (6) 「パスワード」とは、ログインIDを提示した利用者が正当な利用者であるか否かを

検証するための主体認証コードをいいます。

第2章 情報システムの利用

(システム利用者の責任)

第3条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づき、情報管理システムを利用し、情報管理システムの利用に伴って生じる以下の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）を管理するものとし、農林水産省に対していかなる責任も負担させないものとします。

- (1) ログインID及びパスワード
 - (2) 政府所有米麦情報管理システム操作説明書（以下「操作説明書」といいます。）
 - (3) 政府所有米麦情報管理システムセキュリティ対策マニュアル（以下「セキュリティ・マニュアル」といいます。）
- 2 システム利用者は、システム利用申込時の申請登録内容に変更が生じたときは速やかに情報システム責任者にその旨を文書で通知するものとします。また、通知を受けた情報システム責任者は、当該システム利用者に係る登録内容の変更又は廃止するものとします。
- 3 システム利用者は、必ず情報管理システムの画面上において自己の行った報告・申請等の手続の処理状況の確認を行うものとし、確認した結果、必要とする各種情報は速やかにダウンロードを行うものとします。
- 4 システム利用者が、自己の行った報告・申請等の手続に係る処理状況の確認を行わなかつた結果、システム利用者又は第三者が被った損害について、農林水産省は一切の責任を負いません。

(報告・申請等の委任)

第4条 報告・申請等を行う民間事業者等が、情報管理システムへの登録処理等を第三者に委任する場合、当該委任を受けて報告・申請等を行う者は、当該手続に関する全責任を当該民間事業者等に対して負うものとみなします。

- 2 報告・申請等を行う民間事業者等が、第三者に委任した内容を変更又は終了する場合は、委任元の民間事業者等は速やかに情報システム責任者にその旨を文書で通知するものとします。この場合のログインID及びパスワードの取扱いについては、第3条第2項に準じます。
- 3 情報システム責任者への通知がなされなかったこと又は遅延したことにより民間事業者等又は第三者が被った損害について、農林水産省は一切の責任を負いません。

(情報システムに関する知的所有権)

第5条 システム利用者に提供される一切のプログラム又はその他の著作物（本規約、操作説明書及びセキュリティ・マニュアルを含む。以下同じです。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、農林水産省に帰属します。

- 2 システム利用者は、情報管理システムの利用に際し、システム利用者に提供される一切のプログラム又はその他の著作物を以下のとおり扱うものとします。
- (1) 本規約に従って情報管理システムを利用するためのみ使用すること。

- (2) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリング（ソフトウェアの開発工程を逆にたどり、その構造や機能を解析して、製品に機能を反映させること。）等を行わないこと。
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保に供しないこと。
- (4) 政策統括官の指定する者が表示した著作権表示又は商標表示等の財産権表示を削除又は変更しないこと。

(情報システムの利用可能時間)

第6条 情報管理システムは、原則として6時から24時まで、年間を通じて利用可能とします。ただし、上記時間内であっても、機器メンテナンス等により、情報管理システムの利用を停止する場合があります。なお、緊急を要する場合は、事前に通告することなく情報管理システムの利用を停止することがあります。

2 システム利用者が情報管理システムを利用して行った報告・申請等に係る審査等の事務処理は、当該業務担当者の執務時間内に行うものとします。

(禁止事項)

第7条 システム利用者は、情報管理システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 情報管理システムを本規約に反する目的で使用し又は使用しようとすること。
- (2) 情報管理システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (3) 情報管理システムへの不正アクセス及びウィルス感染ファイルを故意に送付すること。
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (5) 前四号のほか、情報管理システムの運用において支障を及ぼす又は支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 情報システム責任者は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者のログインIDを失効させ、情報管理システムの利用を直ちに停止させます。

(情報システムの利用可能文字)

第8条 情報管理システムにおいて使用可能な文字は以下の各号に掲げるものののみとし、その他の外字、機種依存文字等の使用は不可とします。

- (1) 1バイト文字の英数字及び記号は、JISX-0201-1997を使用するものとします。
- (2) 2バイト文字はJISX-0208-1997を使用し、JIS第一水準漢字、JIS第二水準漢字及び事前に外字登録した漢字を使用するものとします。
- (3) カタカナを使用する場合は、全角カナを使用するものとします。

第3章 情報システム等の管理

(設備等)

第9条 システム利用者は、情報管理システムを利用するためには必要なすべての機器等（ソ

フトウェア及び通信手段に係るものを含む。)を自己の負担において準備するものとします。当該機器の準備に必要な手続は、システム利用者が自己の責任と費用で行うものとします。

(非常事態等における利用の制限)

第10条 情報システム責任者は、天災、事変その他の非常事態の発生又は情報管理システムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、情報管理システムの利用を停止又は制限することがあります。

2 情報システム責任者は、情報管理システムの利用が著しく集中した場合には、情報管理システムの利用を制限することがあります。

(情報システムの保証等)

第11条 農林水産省は、情報管理システムの提供の遅延、中断又は停止が発生し、その結果システム利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

第4章 情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第12条 情報管理システムで利用する個人情報については、行政機関等個人情報保護法等関係法令に基づき、情報システム責任者において適切に取り扱うものとします。

(保有する情報の範囲)

第13条 情報管理システムの運用に当たって保有するシステム利用者の情報は、主要食糧の売買等に係る各種データ、情報管理システムの利用者に関する業種(業務分類)、事業者名(名称)、代表者名、所在地、システム利用者の氏名・部署名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスとします。

(利用目的)

第14条 情報管理システムで保有する情報は、次の目的で利用します。

- (1) 主要食糧の売買に係る各種データについては、主要食糧の需給及び価格の安定確保、食の安全・安心への対応、流通監視業務の対応、主要食糧の安定供給確保を図る目的のために政策の企画・立案の資料として利用します。
- (2) システム利用者の業務分類については、情報管理システムが処理する各種データへのアクセス制御に利用します。
- (3) システム利用者の名称、代表者名、所在地については、システム利用に係る申請内容の確認に利用します。
- (4) システム利用者の氏名・部署名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスについては、入札・登録に関する通知及びシステム利用者と直接連絡をとる必要が生じた場合に利用します。

(利用及び提供の制限)

第15条 情報管理システムに係る情報は、法令に基づく場合等を除き、第14条に定める利用目的以外の利用又は第三者への提供はいたしません。

(安全確保の措置)

第16条 情報システム責任者は、情報管理システムに係る情報の漏えい、滅失、き損の防止及び情報管理システムの適正な運用を図るために、セキュリティ・マニュアルの整備等必要な措置を講じます。

第5章 雜則

(操作説明書及びセキュリティ・マニュアル)

第17条 この規約を実施するために必要な操作説明書及びセキュリティ・マニュアル等は、別に定めます。

(証跡の管理)

第18条 情報システム責任者は、情報管理システムに関する情報セキュリティを確保するため、システム利用者の情報管理システムの利用に関する証跡（ログ）を取得、保存、点検及び分析することがあります。

(合意管轄裁判所)

第19条 本利用規約には、日本法が適用されるものとします。

2 情報管理システムの利用に関連して農林水産省とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

(利用規約の改正)

第20条 政策統括官は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行ふことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

2 政策統括官は、本規約を改正した場合、システム利用者への連絡は、情報管理システムの画面上で行うほか、必要に応じ情報管理システムに登録されている電子メールアドレスを通じて周知することとします。

3 システム利用者は、前項の周知後情報管理システムを利用するときは、施行されている改正後の本利用規約に同意したものとみなされます。

從來の実施状況に関する情報の開示

1 政府所有米穀の販売等業務委託契約の状況

(1) 参加者数

契約年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
参加申込者数	5(うち1共同企業体)	6(うち1共同企業体)	6(うち1共同企業体)	6(うち1共同企業体)	5(うち1共同企業体)	5(うち1共同企業体)	5(うち2共同企業体)
選定数	3(うち1共同企業体)	3	3(うち1共同企業体)	3(うち1共同企業体)	3	3	3

(2) 受託事業体

契約年度 受託事業体名	外国産米穀の 取扱予定数量	契約金額	備考
23年度契約			実施期間は、平成23年10月1日から平成29年3月31日まで。 契約金額は委託費の限度額。
住友商事(株)	20万トン	約109億円	
三菱商事(株)	20万トン	約109億円	
日通グループ	20万トン	約109億円	
24年度契約			実施期間は、平成24年8月2日から平成30年3月31日まで。 契約金額は委託費の限度額。
三菱商事(株)	20万トン	約103億円	
住友商事(株)	20万トン	約103億円	
丸紅(株)	20万トン	約103億円	
25年度契約			実施期間は、平成25年6月26日から平成31年3月31日まで。 契約金額は委託費の限度額。
伊藤忠食糧(株)	20万トン	約188億円	
日通グループ	20万トン	約188億円	
三菱商事(株)	20万トン	約188億円	
26年度契約			実施期間は、平成26年7月1日から平成32年3月31日まで。 契約金額は委託費の限度額。
三菱商事(株)	20万トン	約122億円	
日通グループ	20万トン	約122億円	
住友商事(株)	20万トン	約122億円	
27年度契約			実施期間は、平成27年7月10日から平成33年3月31日まで。 契約金額は委託費の限度額。
伊藤忠食糧(株)	20万トン	約137億円	
住友商事(株)	20万トン	約137億円	
丸紅(株)	20万トン	約137億円	
28年度契約			実施期間は、平成28年7月11日から平成34年3月31日まで。 契約金額は委託費の限度額。
伊藤忠食糧(株)	20万トン	約116億円	
住友商事(株)	20万トン	約116億円	
丸紅(株)	20万トン	約116億円	
29年度契約			実施期間は、平成29年4月21日から平成35年3月31日まで。 契約金額は委託費の限度額。
伊藤忠食糧(株)	20万トン	約112億円	
日通グループ	20万トン	約112億円	
丸紅(株)	20万トン	約112億円	

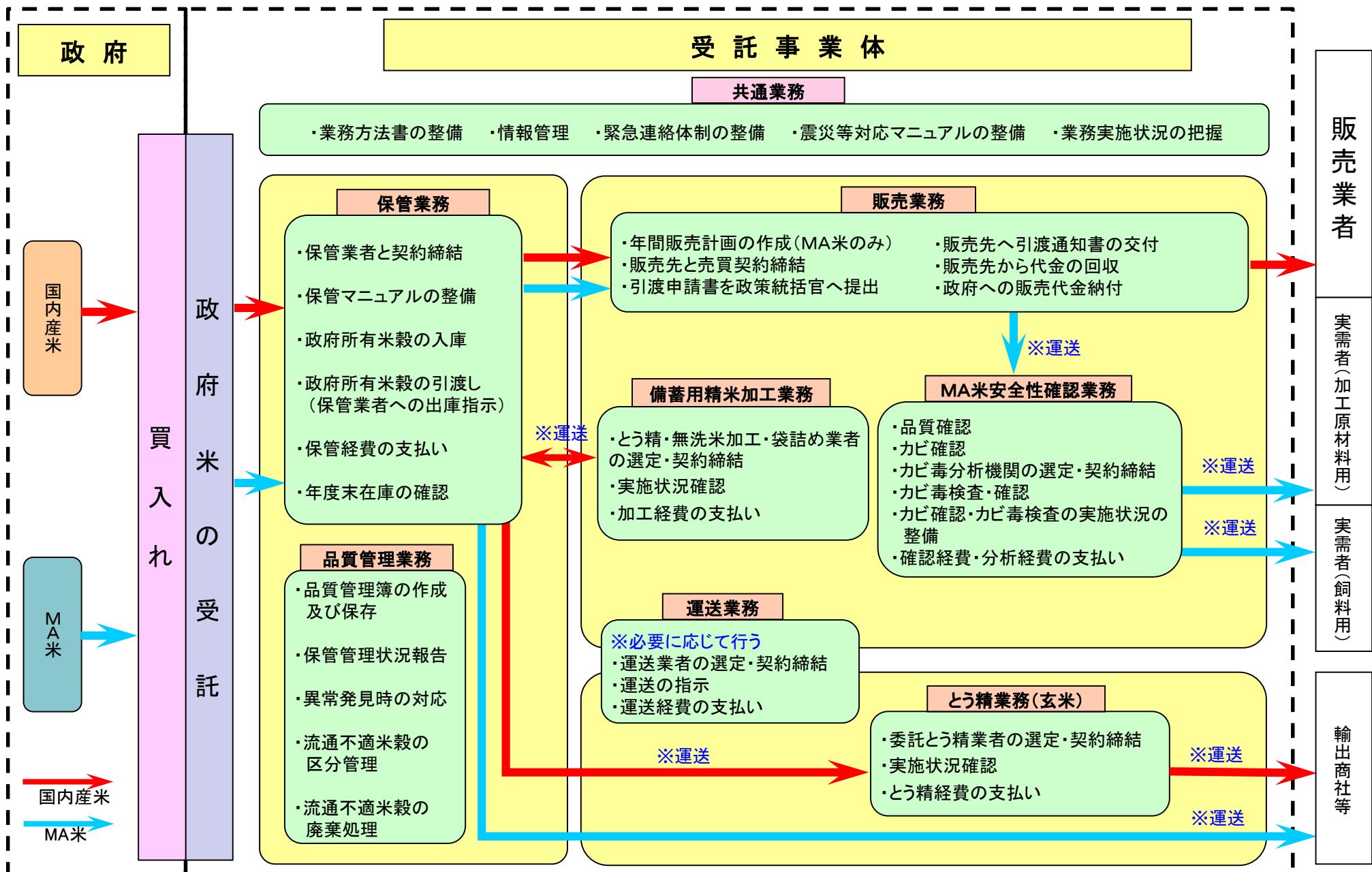
※1 上記取扱予定委数量は実際の受託数量とは異なる。

※2 国内産米穀については、3者で分担して受託。

2 政府所有米穀の販売等業務の主な指標

種類	主な内容	業務指標					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
販売	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針に即して販売等を実施	・納入告知書発行件数: 約1千件 (農林水産省が受託事業体あてに発行した納入告知書件数は、約1千件であるが、受託事業体は、別途、買受者に政府所有米穀の販売代金の請求を行つ必要がある。)	・納入告知書発行件数: 約1千件 (農林水産省が受託事業体あてに発行した納入告知書件数は、約1千件であるが、受託事業体は、別途、買受者に政府所有米穀の販売代金の請求を行つ必要がある。)	・納入告知書発行件数: 約2千件 (農林水産省が受託事業体あてに発行した納入告知書件数は、約2千件であるが、受託事業体は、別途、買受者に政府所有米穀の販売代金の請求を行つ必要がある。)	・納入告知書発行件数: 約1千件 (農林水産省が受託事業体あてに発行した納入告知書件数は、約1千件であるが、受託事業体は、別途、買受者に政府所有米穀の販売代金の請求を行つ必要がある。)	・納入告知書発行件数: 約1千件 (農林水産省が受託事業体あてに発行した納入告知書件数は、約1千件であるが、受託事業体は、別途、買受者に政府所有米穀の販売代金の請求を行つ必要がある。)	・納入告知書発行件数: 約1千件 (農林水産省が受託事業体あてに発行した納入告知書件数は、約1千件であるが、受託事業体は、別途、買受者に政府所有米穀の販売代金の請求を行つ必要がある。)
		・販売数量 国産米: 約18万トン MA米: 約81万トン 加工用: 21万トン 飼料用: 44万トン 援助用: 16万トン	・販売数量 国産米: 約13万トン MA米: 約65万トン 加工用: 21万トン 飼料用: 36万トン 援助用: 8万トン	・販売数量 国産米: 約20万トン MA米: 約65万トン 加工用: 20万トン 飼料用: 36万トン 援助用: 9万トン	・販売数量 国産米: 約41万トン MA米: 約67万トン 加工用: 14万トン 飼料用: 47万トン 援助用: 6万トン	・販売数量 国産米: 約29万トン MA米: 約89万トン 加工用: 9万トン 飼料用: 74万トン 援助用: 6万トン	・販売数量 国産米: 約24万トン MA米: 約78万トン 加工用: 12万トン 飼料用: 62万トン 援助用: 4万トン
保管	米穀の良好な品質を保持するため、販売後貯蔵までの間、低温保管施設等を有する民間の倉庫等において保管	・寄託倉庫契約件数: 約500件 ・寄託倉庫倉所数: 約900件 ・MA米在庫数量: 96万トン(23年10月末)	・寄託倉庫契約件数: 約450件 ・寄託倉庫倉所数: 約800件 ・MA米在庫数量: 78万トン(24年10月末)	・寄託倉庫契約件数: 約430件 ・寄託倉庫倉所数: 約670件 ・MA米在庫数量: 80万トン(25年10月末)	・寄託倉庫契約件数: 約410件 ・寄託倉庫倉所数: 約660件 ・MA米在庫数量: 84万トン(26年10月末)	・寄託倉庫契約件数: 約350件 ・寄託倉庫倉所数: 約680件 ・MA米在庫数量: 73万トン(27年10月末)	・寄託倉庫契約件数: 約300件 ・寄託倉庫倉所数: 約600件 ・MA米在庫数量: 57万トン(28年10月末)
		国産米の備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、6月末時点での在庫量100万t程度を適正水準として保有					
運送	政府所有米穀を保管倉庫から、販売前のカビチェックや変形加工を実施する倉庫工場等まで運送	・運送指示件数: 約500件 (うち農林水産省が受託事業体あてに指示した件数は、約500件であるが、受託事業体は、別途、政府所有米穀の運送業務を行う必要がある。)	・運送指示件数: 約200件 (うち農林水産省が受託事業体あてに指示した件数は、約200件であるが、受託事業体は、別途、政府所有米穀の運送業務を行う必要がある。)	・運送指示件数: 約300件 (うち農林水産省が受託事業体あてに指示した件数は、約300件であるが、受託事業体は、別途、政府所有米穀の運送業務を行う必要がある。)	・運送指示件数: 約300件 (うち農林水産省が受託事業体あてに指示した件数は、約300件であるが、受託事業体は、別途、政府所有米穀の運送業務を行う必要がある。)	・運送指示件数: 約300件 (うち農林水産省が受託事業体あてに指示した件数は、約300件であるが、受託事業体は、別途、政府所有米穀の運送業務を行う必要がある。)	・運送指示件数: 約500件 (うち農林水産省が受託事業体あてに指示した件数は、約500件であるが、受託事業体は、別途、政府所有米穀の運送業務を行う必要がある。)
		・運送数量 国産米: 約3万トン MA米: 約48万トン	・運送数量 国産米: 約4万トン MA米: 約44万トン	・運送数量 国産米: 約16万トン MA米: 約43万トン	・運送数量 国産米: 約46万トン MA米: 約47万トン	・運送数量 国産米: 約32万トン MA米: 約69万トン	・運送数量 国産米: 約28万トン MA米: 約69万トン
安全性確認 (カビチェック)	MA米の販売前に、食用等としての安全性が関係法令に適合していることを確認するためカビチェック等を実施	・カビチェック荷役数量: 65万トン 内訳: 加工用21万トン 飼料用44万トン ・カビ毒分析機関: 3機関	・カビチェック荷役数量: 57万トン 内訳: 加工用21万トン 飼料用36万トン ・カビ毒分析機関: 3機関	・カビチェック荷役数量: 56万トン 内訳: 加工用20万トン 飼料用36万トン ・カビ毒分析機関: 3機関	・カビチェック荷役数量: 61万トン 内訳: 加工用14万トン 飼料用47万トン ・カビ毒分析機関: 3機関	・カビチェック荷役数量: 83万トン 内訳: 加工用9万トン 飼料用74万トン ・カビ毒分析機関: 3機関	・カビチェック荷役数量: 83万トン 内訳: 加工用12万トン 飼料用61万トン ・カビ毒分析機関: 3機関

別紙1 受託事業体が行う政府所有米穀の販売等業務の概要



政府所有米穀の販売等業務区分表

業務名	平成22年9月まで		平成22年10月以降		平成24年度以降		備考
	農林水産省	受託事業体	農林水産省	受託事業体	農林水産省	受託事業体	
(1)政府所有米穀の販売	○			○		○	
(2)政府所有米穀の保管		○		○		○	
(3)政府所有米穀の運送		○		○		○	
(4)－1－①政府所有米穀のカビ確認		○		○		○	
(4)－1－②政府所有米穀のカビ毒検査		○		○		○	
(4)－2政府所有米穀の変形加工		○		○		－	
(4)－3政府所有米穀のとう精		○		○		○	
(4)－4政府所有米穀の備蓄用精米加工		－		－		○	
(5)政府所有米穀の品質管理		○		○		○	
(6)廃棄物の処理		○		○		○	
(7)情報管理	○			○		○	

農林水産省及び地方支分部局の組織図

□が、政府所有米穀の販売等業務の担当部署です。

